

大垣市障がい者総合支援プラン (素 案)

第4次障害者計画

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

目 次

第 1 部 総 論

◆ 第 1 章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	障がいのある人に関する施策の動向	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画期間	6
5	基本理念	7
6	計画策定のプロセスと進行管理	8

◆ 第 2 章 大垣市の障がいのある人の現状

1	障がいのある人の現状	10
2	アンケート調査結果の概要	17
3	各関係団体等ヒアリング調査結果の概要	24

第 2 部 第 4 次障害者計画

◆ 第 1 章 計画の基本的な考え方

1	施策目標	28
---	------	----

◆ 第 2 章 施策の展開

施策体系図	31
施策目標 1 自立した暮らしの支援	34
施策目標 2 社会参加の促進	41
施策目標 3 安心できるまちづくりの推進	50

第 3 部 第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画

◆ 第 1 章 計画の基本的な考え方

1	基本指針の概要	58
2	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る令和 5 年度までの成果目標	59

◆ 第2章 見込量と確保のための方策

- 1 障害福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策…………… 65
- 2 地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策…………… 74
- 3 障がい児支援の見込量と見込量確保のための方策…………… 83

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に「大垣市障害者計画」（平成19年度～23年度）を、平成24年3月には「大垣市第二次障害者計画」（平成24年度～28年度）を、平成29年3月には「大垣市第三次障害者計画」（平成29年度～令和2年度）を策定し、「障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し、共に安心して暮らせる、市民協働による自立支援社会づくり」の構築に向けて、福祉、保健、教育、雇用、住宅、まちづくりなど、幅広い分野にわたる障がい者福祉施策を積極的に推進してきました。

また、国の基本指針に即し作成する「障害福祉計画」「障害児福祉計画」については、現在「大垣市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）に掲げた目標達成に向けて、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な確保などに取り組んでいるところです。

この間、国においては、平成30年4月に「障害者基本計画（第4次）」が策定され、令和4年度までの5年間に取り組むべき障がい者福祉施策の基本的な方向が示されました。平成30年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法*」という。）」及び「児童福祉法」が改正・施行され、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障がいのある児童のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図ることになりました。

また、平成30年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術活動推進法」という。）」の施行、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」の施行など、障がいのある人の社会参加を推進する施策の充実が図られています。

こうした状況を踏まえ、障がい者福祉をめぐる国や県の動向や各種制度、社会情勢の変化に的確に対応するとともに、本市の実情を踏まえながら障がい者施策の一層の推進を図るため、「大垣市第4次障害者計画」「大垣市第6期障害福祉計画」「大垣市第2期障害児福祉計画」の3計画を一体的な計画とした「大垣市障がい者総合支援プラン」を策定するものです。

2 障がいのある人に関する施策の動向

(1) 第4次障害者基本計画(平成30年度～令和4年度)の基本理念と施策の基本的方向

1) 基本理念(計画の目的)

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

2) 施策の基本的方向

①「東京パラリンピック」も契機として、社会のバリア(社会的障壁)除去をより強力に推進

- ・社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ[※]向上の視点を取り入れていく
- ・アクセシビリティ[※]に配慮したICT等の新技術を積極的に導入

②障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

- ・障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

③障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

- ・障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

④着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

(2) 最近の国施策の主な動き

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業・支援事業創設(平成29年4月)

○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正(平成30年4月)

- ・自立生活援助、就労定着支援の創設
- ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定)
- ・医療的ケアを要する障害児に対する支援

○障害者文化芸術活動推進法の施行(平成30年6月)

○ギャンブル等依存症対策基本法の施行(平成30年10月)

○障害者雇用促進法の改正(令和元年6月)

○読書バリアフリー法の施行(令和元年6月)

(3) 次期障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本的な指針の見直し

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の策定は、国の基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に即することとされている。

1) 基本的な指針の見直し（令和2年5月）の主なポイント

①地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できるような支援体制の確保

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加
- ・アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策を推進

③福祉施設から一般就労への移行

- ・就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の取組を促す成果目標を設定

④「地域共生社会※」の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、包括的な支援体制の構築に取り組む

⑤発達障害者支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング※等の支援体制の確保、専門医療機関等の確保

⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・児童発達支援センターでの地域支援機能の強化、特別な支援が必要な障害児のニーズの把握と支援体制の整備

⑦相談支援体制の充実・強化等

- ・相談支援体制の検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討

⑧障害者の社会参加を支える取組

- ・芸術文化活動支援による社会参加等の促進、読書環境の整備の計画的な推進

⑨障害福祉サービス等の質の向上

- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

⑩障害福祉人材の確保

- ・研修の実施、多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報

3 計画の位置づけ

- (1) 「大垣市障がい者総合支援プラン」は、障害者基本法*第 11 条第 3 項に規定されている「障害者のための施策に関する基本的な計画(市町村障害者計画)」、障害者総合支援法*第 88 条第 1 項に規定されている「市町村障害福祉計画」、及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定されている「市町村障害児福祉計画」として一体的に策定するものです。
- (2) 「障害者計画」は、本市の障がい者福祉施策を推進するにあたっての基本的な指針と取り組むべき施策を定めており、基本計画としての性格を有しています。「障害福祉計画」「障害児福祉計画」は、障害福祉サービス等を提供するための体制が計画的に確保されるよう、成果目標や障害福祉サービスの利用見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めており、障害者計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画としての性格を有しています。
- (3) 本計画の策定にあたっては、県の障がい者施策における基本指針である「岐阜県障がい者総合支援プラン」との整合性を図ります。また、本計画の策定にあたっては、「大垣市未来ビジョン」を上位とし、関連計画との整合性を図るとともに、2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)*」の達成という観点も踏まえ、施策を推進していきます。
- (4) 地域で育む地域福祉推進の観点から、障がいのある人に対する支援活動や障がい者福祉施策の推進に関するガイドラインとします。
- (5) 本計画において、「障がい者」「障がいのある人」とは、障害者基本法*第 2 条に規定されている「身体障害、知的障害、又は精神障害(発達障害*を含む。)その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁によって、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」とします。このため、手帳保持者に限らず、障がいによる支援を必要とする人を、「障がい者」「障がいのある人」と捉え、その支援を進めていきます。

図 1-1 計画の位置づけ

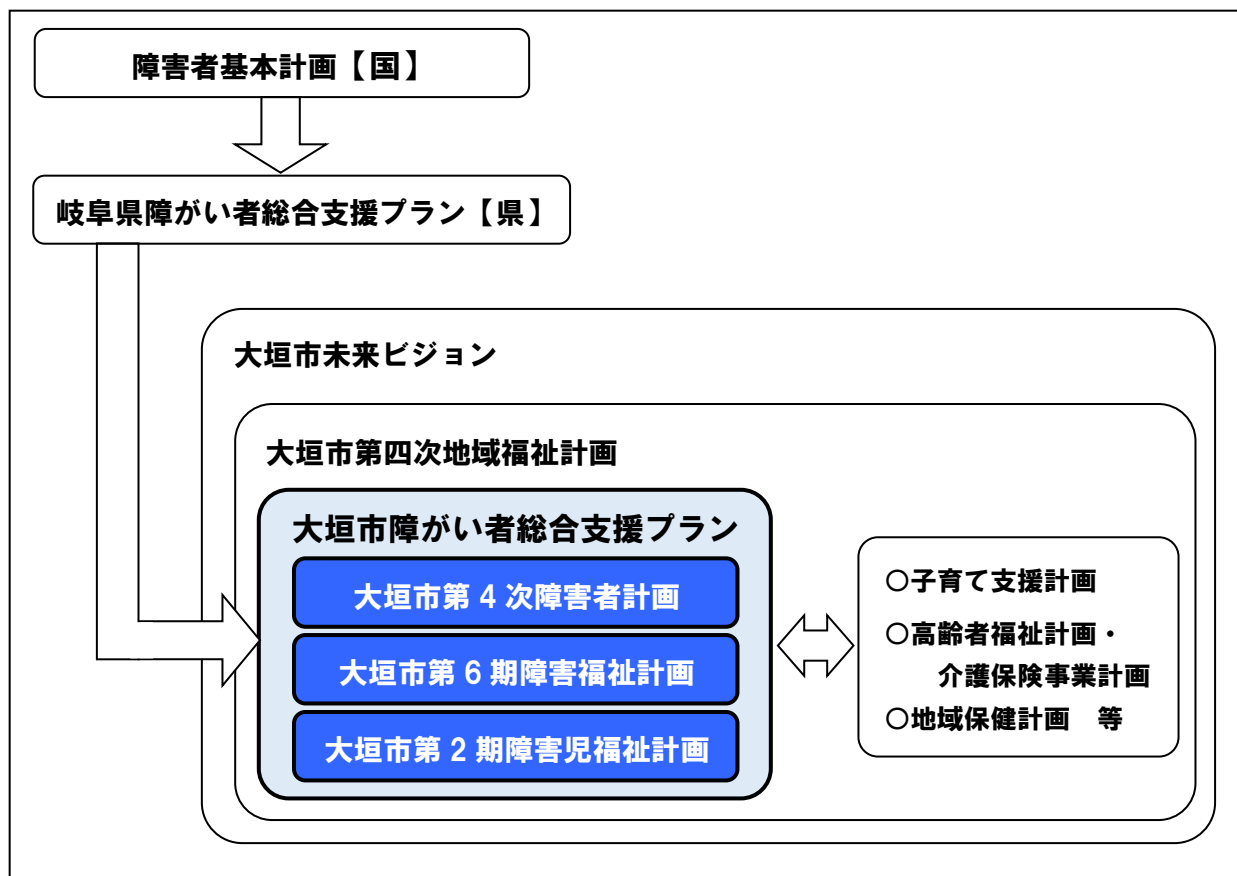


図 1-2 持続可能な開発目標（SDGs）



4

計画期間

このプランの計画期間は、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を一体的に策定することから、国が定める「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の計画期間である、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

図 1-3 計画期間

年 度	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5
国 障害者基本計画	第2次	第 3 次					第 4 次					
岐阜県 障がい者総合支援プラン	第2期障がい者支援プラン	第1期障がい者総合支援プラン					第2期障がい者総合支援プラン		第3期障がい者総合支援プラン			
岐阜県 障害福祉計画	第 3 期	第4期障害福祉計画					第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画		第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画			
大垣市 障害者計画	第 二 次					第 三 次			大垣市障がい者総合支援プラン			
大垣市 障害福祉計画	第 3 期	第 4 期					第 5 期		第 4 次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画			
大垣市 障害児福祉計画						第 1 期						

5

基本理念

「大垣市第三次障害者計画」、「大垣市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」においては、「障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し、共に安心して暮らせる、市民協働による自立支援社会づくり」を基本理念と定め、施策を推進してきました。

国が定める「第4次障害者基本計画」（平成30年度～令和4年度）においては、共生社会の実現に向け、障がいのある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念としています。

そこで、本計画では、前計画の基本理念を継承しつつ、次のとおり基本理念を定めます。

< 基本理念 >

障がいのある人もない人も
互いの個性を尊重し、
共に支え合い、安心して自分らしく
暮らせる、共生社会づくり

6

計画策定のプロセスと進行管理

1

計画の策定体制

本計画の策定にあたり、庁内組織である大垣市障害者計画等策定推進委員会及び同幹事会で検討を進めるとともに、大垣市障がい者の暮らしを支える協議会での専門的見地に基づく意見をいただきました。

また、障がいのある人等へのアンケート調査や各関係団体等へのヒアリング調査、パブリックコメントを実施し、当事者や支援者等を含む市民の意見を聴取し、計画に反映しました。

○ 大垣市障がい者の暮らしを支える協議会

①役 割

相談支援事業者や障がい者関係団体などが、計画案に対する意見を提言します。

②委 員 (27人)

相談支援事業者、障がい者関係団体、雇用関係機関、教育関係機関、医療関係機関、障害福祉サービス事業者から選出された者、学識経験者、市民公募による者、その他市長が必要と認める者

○ 大垣市障害者計画等策定推進委員会

①役 割

計画の策定及び推進に関することや、計画等の策定及び推進における関係部課の総合調整、その他委員会が必要と認める事項について検討します。

②委 員 (19人)

副市長、教育長、技監、企画部長、総務部長、市民活動部長、生活環境部長、健康福祉部長、こども未来部長、経済部長、建設部長、水道部長、都市計画部長、上石津地域事務所長、墨俣地域事務所長、市民病院事務局長、議会事務局長、教育委員会事務局長、消防長

○大垣市障害者計画等策定推進委員会幹事会

①役 割

推進委員会を補助し、具体的な内容を検討します。

②委 員

関係各課の長等

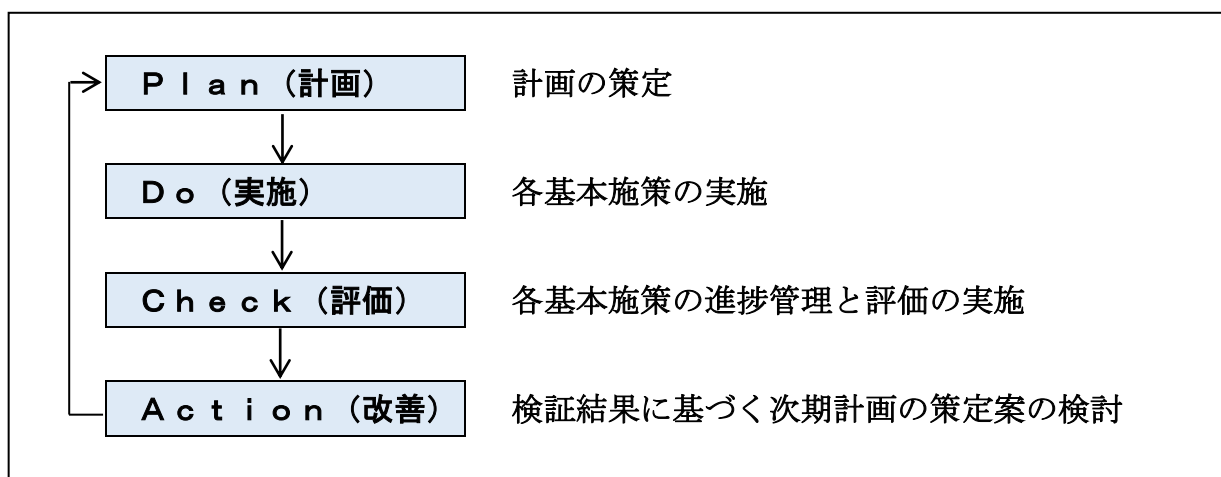
2 計画の推進、進捗管理

本計画を推進するにあたっては、大垣市障がい者の暮らしを支える協議会や、市内組織である推進委員会及び幹事会により、行政の関係部局や当事者団体、社会福祉法人、福祉サービス事業者、NPO法人（特定非営利活動法人）、ボランティア団体等の関係機関、団体等との連携を図りながら、総合的かつ実効性のある計画の実施に努めます。

また、本計画の進捗管理については、「計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）」のPDCAサイクルに沿って年1回、各基本施策の適切な進捗管理と評価を行い、必要に応じて次期計画の見直しや施策に反映します。

なお、計画の評価結果については市ホームページ等で公表します。

図1-4 マネジメントシステムによる進行管理



第2章 大垣市の障がいのある人の現状

1 障がいのある人の現状

1 年齢区分人口の動向

平成 26 年度から令和元年度にかけて、総人口は 162,859 人から 1,736 人減少して 161,123 人となり、減少傾向が続いています。特に、18 歳未満の人口は、27,468 人から 1,826 人減の 25,642 人で、より減少傾向が強く表れています。

一方、65 歳以上の人口は 40,172 人から 3,733 人増の 43,905 人と増加傾向にあります。18 歳未満の人口割合は、平成 26 年度が 16.9%であったのが、令和元年度は 15.9%と減少しているのに対し、65 歳以上の人口割合は、平成 26 年度が 24.7%であったのが、令和元年度は 27.2%と増加しており、今後もさらなる高齢化の進展が予想されます。

表 2-1 人口の推移（各年度 3 月末現在）

（単位：人）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
18 歳未満	27,468	27,252	26,930	26,710	26,335	25,642
18～64 歳	95,219	94,271	93,108	92,508	92,097	91,576
65 歳以上	40,172	41,179	42,119	42,774	43,196	43,905
総人口	162,859	162,702	162,157	161,992	161,628	161,123

資料：市窓口サービス課

2 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成26年度の7,008人から152人減少し、令和元年度は6,856人になりました。このうち、18歳未満は114人から109人に減少しましたが、65歳以上は5,088人から72人増加し5,160人となっています。

今後も、高齢化の進展が予想されることから、高齢者を中心に手帳交付数の増加が見込まれます。

表2-2 年齢別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年度末）（単位：人）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
18 歳未満	114	115	118	122	121	109
18 歳以上 65 歳未満	1,806	1,739	1,690	1,644	1,605	1,587
65 歳以上	5,088	5,179	5,250	5,195	5,172	5,160
計	7,008	7,033	7,058	6,961	6,898	6,856

資料：市障がい福祉課

平成26年度と令和元年度の障がいの種類別手帳交付数の比較では、視覚障がい453人から15人減少し438人、聴覚・平衡機能障がい574人から8人減少し566人、音声・言語・そしゃく機能障がい83人から2人増加し85人、肢体不自由が3,627人から277人減少し3,350人、内部障がい2,271人から146人増加し2,417人になりました。

障がいの種類別手帳交付数の割合を平成26年度と令和元年度で比較すると、肢体不自由の割合が減少する一方で、内部障がいの割合が増加しています。

表2-3 障がいの種類別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年度末）（単位：人）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
視覚障がい	453 (10) 【6.5】	453 (8) 【6.4】	466 (8) 【6.6】	458 (8) 【6.6】	451 (8) 【6.5】	438 (7) 【6.4】
聴覚・平衡機能 障がい	574 (18) 【8.2】	580 (22) 【8.3】	590 (21) 【8.4】	587 (22) 【8.4】	570 (22) 【8.3】	566 (23) 【8.3】
音声・言語・そ しゃく機能障が い	83 (0) 【1.2】	89 (0) 【1.3】	84 (0) 【1.2】	86 (0) 【1.3】	84 (0) 【1.2】	85 (0) 【1.2】
肢体不自由	3,627 (57) 【51.7】	3,597 (58) 【51.1】	3,595 (62) 【50.9】	3,510 (66) 【50.4】	3,403 (68) 【49.3】	3,350 (60) 【48.9】
内部障がい	2,271 (29) 【32.4】	2,314 (27) 【32.9】	2,323 (27) 【32.9】	2,320 (26) 【33.3】	2,390 (23) 【34.7】	2,417 (19) 【35.2】
計	7,008 (114)	7,033 (115)	7,058 (118)	6,961 (122)	6,898 (121)	6,856 (109)

資料：市障がい福祉課 （ ）内は18歳未満の人数再掲
【 】内は各年度ごとの障がいの種類別交付数の割合（単位：%）

平成 26 年度と令和元年度の障がい等級別手帳交付数の比較では、1 級が 2,052 人から 54 人増加し 2,106 人、2 級が 1,122 人から 59 人減少し 1,063 人、3 級が 1,596 人から 40 人減少し 1,556 人、4 級が 1,443 人から 86 人減少し 1,357 人、5 級が 393 人から 17 人減少し 376 人、6 級が 402 人から 4 人減少し 398 人となりました。

表 2-4 障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年度末）（単位：人）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
1 級	2,052 (46)	2,040 (44)	2,068 (47)	2,066 (49)	2,082 (49)	2,106 (42)
2 級	1,122 (24)	1,120 (27)	1,115 (29)	1,098 (26)	1,090 (28)	1,063 (23)
3 級	1,596 (25)	1,620 (20)	1,623 (20)	1,583 (26)	1,563 (26)	1,556 (27)
4 級	1,443 (8)	1,456 (11)	1,437 (11)	1,412 (7)	1,378 (8)	1,357 (7)
5 級	393 (4)	393 (4)	404 (4)	399 (6)	392 (3)	376 (2)
6 級	402 (7)	404 (9)	411 (7)	403 (8)	393 (7)	398 (8)
計	7,008 (114)	7,033 (115)	7,058 (118)	6,961 (122)	6,898 (121)	6,856 (109)

資料：市障がい福祉課 （ ）内は 18 歳未満の人数再掲

障がい等級別・種類別手帳交付数で最も多いのは、1 級は内部障がい 1,234 人（58.6%）、2 級は肢体不自由 762 人（71.7%）、3 級は肢体不自由 776 人（49.9%）、4 級は肢体不自由 680 人（50.1%）、5 級は肢体不自由 327 人（86.9%）、6 級は聴覚・平衡機能障がい 201 人（50.5%）となっています。

表 2-5 障がい等級別・種類別身体障害者（児）手帳交付数の状況（令和元年度末）（単位：人）

区 分	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく機能 障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1 級	186 (5) 【8.8】	44 (1) 【2.1】	3 (0) 【0.1】	639 (27) 【30.4】	1,234 (9) 【58.6】	2,106 (42)
2 級	127 (1) 【11.9】	133 (9) 【12.5】	4 (0) 【0.4】	762 (13) 【71.7】	37 (0) 【3.5】	1,063 (23)
3 級	20 (0) 【1.3】	76 (5) 【4.9】	43 (0) 【2.7】	776 (15) 【49.9】	641 (7) 【41.2】	1,556 (27)
4 級	29 (1) 【2.1】	108 (1) 【8.0】	35 (0) 【2.6】	680 (2) 【50.1】	505 (3) 【37.2】	1,357 (7)
5 級	45 (0) 【12.0】	4 (0) 【1.1】	0 (0) 【0.0】	327 (2) 【86.9】	0 (0) 【0.0】	376 (2)
6 級	31 (0) 【7.8】	201 (7) 【50.5】	0 (0) 【0.0】	166 (1) 【41.7】	0 (0) 【0.0】	398 (8)
計	438 (7)	566 (23)	85 (0)	3,350 (60)	2,417 (19)	6,856 (109)

資料：市障がい福祉課 （ ）内は 18 歳未満の人数再掲
【 】内は障がいの等級ごと種類別割合（単位：%）

年齢別・障がい等級別手帳交付数では、18歳未満で1級の42人（38.5%）が最も多く、3級27人（24.8%）、2級23人（21.1%）と続きます。18歳以上では1級の2,064人（30.6%）が最も多く、次いで、3級1,529人（22.7%）などとなっています。

表 2-6 年齢別・障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の状況（令和元年度末）
（単位：人）

区 分	18歳未満	18歳以上	計
1級	42【38.5】	2,064【30.6】	2,106
2級	23【21.1】	1,040【15.4】	1,063
3級	27【24.8】	1,529【22.7】	1,556
4級	7【6.4】	1,350【20.0】	1,357
5級	2【1.8】	374【5.5】	376
6級	8【7.4】	390【5.8】	398
計	109	6,747	6,856

資料：市障がい福祉課
【 】内は年齢別・障がい等級別割合（単位：%）

年齢別・障がい種類別手帳交付数では、18歳未満が肢体不自由の60人（55.1%）で最も多く、次いで聴覚・平衡機能障がいの23人（21.1%）となっています。

また、18歳以上では、肢体不自由の3,290人（48.8%）が最も多く、次いで内部障がいの2,398人（35.5%）となっています。

表 2-7 年齢別・障がい種類別身体障害者（児）手帳交付数の状況（令和元年度末）
（単位：人）

区 分	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい	7【6.4】	431【6.4】	438
聴覚・平衡機能障がい	23【21.1】	543【8.0】	566
音声・言語・そしゃく機能障がい	0【0.0】	85【1.3】	85
肢体不自由	60【55.1】	3,290【48.8】	3,350
上肢	23	1,341	1,364
下肢	12	1,273	1,285
体幹	25	661	686
運動機能	0	15	15
内部障がい	19【17.4】	2,398【35.5】	2,417
心臓機能	15	1,268	1,283
じん臓機能	0	533	533
呼吸器機能	2	192	194
ぼうこう・直腸・小腸機能	2	377	379
免疫機能	0	24	24
肝臓機能	0	4	4
計	109	6,747	6,856

資料：市障がい福祉課
【 】内は年齢別・障がい種類別割合（単位：%）

3 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は、平成26年度の1,213人から240人増加し、1,453人になりました。年齢別手帳交付数では、18歳未満は309人から98人増の407人に、18歳以上は904人から142人増の1,046人になっており、手帳の交付数は増加傾向が続いています。

表2-8 年齢別療育手帳交付数の推移（各年度末）

（単位：人）

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
18歳未満	309	318	352	367	386	407
18歳以上	904	936	964	1,001	1,014	1,046
計	1,213	1,254	1,316	1,368	1,400	1,453

資料：市障がい福祉課

平成26年度と令和元年度の判定別療育手帳交付数の比較では、Aは92人から13人減の79人、A1は192人から19人増の211人、A2は258人から22人増の280人、B1は339人から60人増の399人、B2は332人から152人増の484人となっています。

表2-9 判定別療育手帳交付数の推移（各年度末）

（単位：人）

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
A	92（0）	87（0）	86（0）	85（0）	84（0）	79（0）
A1	192（43）	196（41）	206（45）	205（40）	202（38）	211（36）
A2	258（59）	257（52）	258（52）	270（54）	273（51）	280（52）
B1	339（69）	346（68）	377（84）	392（81）	395（79）	399（76）
B2	332（138）	368（157）	389（171）	416（192）	446（218）	484（243）
計	1,213（309）	1,254（318）	1,316（352）	1,368（367）	1,400（386）	1,453（407）

資料：市障がい福祉課 （ ）内は18歳未満の人数再掲

4 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26年度の1,009人から435人増加し、令和元年度は1,444人になりました。障がい等級別手帳交付数では、1級は271人から76人増の347人、2級は596人から279人増の875人、3級は142人から80人増の222人となっています。また、令和元年度の障がい等級別手帳交付者数の割合は、2級が60.6%と最も多く、次いで、1級が24.0%、3級が15.4%となっています。

表2-10 障がい等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移（各年度末）（単位：人）

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	271	277	271	300	333	347
2級	596	640	699	758	820	875
3級	142	165	189	191	199	222
計	1,009	1,082	1,159	1,249	1,352	1,444

資料：市障がい福祉課

5 精神障がい疾患患者の状況

平成25年度と平成30年度の大垣市の自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付者数の比較では、1,169人から434人増の1,603人となっています。

表2-11 自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付者数の推移（各年度末）（単位：人）

区 分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
大 垣 市	1,169	1,292	1,352	1,455	1,511	1,603

資料：西濃保健所

6 難病患者の状況

難病患者のうち、平成25年度と平成30年度の大垣市の特定医療費（指定難病）受給者証の所持者数の比較では、954人から69人減の885人となっています。

また、西濃保健所管内における小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者数は、平成25年度の216人から1人減少し、平成30年度は215人となっています。

表 2-12-1 特定医療費（指定難病）受給者証の所持者数の推移（各年度末）（単位：人）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所持者数 （大垣市）	954	997	1,045	1,051	871	885
所持者数 （西濃保健所管内）	2,248	2,366	2,441	2,464	2,032	2,079

資料：西濃保健所

表 2-12-2 小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者数の推移（各年度末）（単位：人）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所持者数 （西濃保健所管内）	216	202	235	216	242	215

資料：西濃保健所

2 アンケート調査結果の概要

1 障がいのある人などへのアンケート調査

1. 調査の目的

本市における障がいのある人の状況等を踏まえた障害者計画や障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に関する基礎資料とするため、市内の障がいのある人などを対象とするアンケート調査を実施しました。

2. 調査の方法

アンケート調査の方法（調査設計）は次のとおりです。

区 分	障がい者	難病患者	障がい児	発達障がい児	障がいがない人
対象者数	1,800 人	200 人	100 人	100 人	1,000 人
抽出方法	・障がい者（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び難病患者、障がい児、発達障がい児については、障害者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、スマイルブック所持者等から無作為抽出 ・障がいがない人については、住民基本台帳から無作為抽出				
調査時期	令和元年 10 月 1 日～10 月 25 日（調査基準日：令和元年 10 月 1 日）				
調査方法	郵送による送付・回収				

3. 配布・回収状況

アンケート調査の配布・回収の状況は次のとおりです。

区 分	障がい者	難病患者	障がい児	発達障がい児	障がいがない人
配 布 数	1,800 件	200 件	100 件	100 件	1,000 件
回 収 数	1,074 件	112 件	49 件	48 件	445 件
	有 効	1,026 件	111 件	49 件	439 件
	無 効	48 件	1 件	0 件	6 件
有効回収率	57.0%	55.5%	49.0%	47.0%	43.9%

2 アンケート調査結果の概要

アンケート調査結果から、主な設問と障がい種別等に分けた回答のうち、上位3位までの回答を掲載します。（複数回答が可能な設問では、その項目を選んだ人が全体の何%であるかを示しているため、比率の合計が100%を超える場合があります。）

（1）外出時に困ること（複数回答・「特にない」を除く）

身体障がい者や知的障がい者、重複障がい者、障がい児では「介助者がいないと外出が困難」が最も多く、精神障がい者では「人の目が気になる」、発達障がい児では「まわりとのコミュニケーションがとれない」が最も多くなっています。

区 分	1 位	2 位	3 位
身体障がい者	介助者がいないと外出が困難(28.3%)	道路の段差や階段などのバリアが多い(21.6%)	交通費の負担が大きい(16.4%)
知的障がい者	介助者がいないと外出が困難(34.4%)	まわりとのコミュニケーションがとれない(31.3%)	乗り物や公共的施設の案内表示がわかりにくい(16.7%)
精神障がい者	人の目が気になる(25.9%)	車などに危険を感じる(24.1%)	まわりとのコミュニケーションがとれない(19.0%)
重複障がい者	介助者がいないと外出が困難(40.7%)	道路の段差や階段などのバリアが多い(28.4%)	電車・バスなどが使いにくい(27.2%)
難病患者	交通費の負担が大きい(20.9%)	電車・バスなどが使いにくい(16.4%)	道路の段差や階段などのバリアが多い(14.9%)
障がい児	介助者がいないと外出が困難(53.1%)	車などに危険を感じる(44.9%)	まわりとのコミュニケーションがとれない(30.6%)
発達障がい児	まわりとのコミュニケーションがとれない(17.0%)	人の目が気になる(12.8%)	車などに危険を感じる(10.6%)

（2）健康や医療に関して困ること（複数回答・「特にない」を除く）

全体的に「食事や生活のコントロールが難しい」や「医師や看護師にうまく説明ができない」が多く、精神障がい者では「障がいを理解してくれる人がいない」、発達障がい児では「病院等での待ち時間が待てない」が多くなっています。

区 分	1 位	2 位	3 位
身体障がい者	食事や生活のコントロールが難しい(18.6%)	医療費や交通費の負担が大きい(13.1%)	医師や看護師にうまく説明できない(11.3%)
知的障がい者	医師や看護師にうまく説明できない(38.5%)	食事や生活のコントロールが難しい(17.7%)	病院等での待ち時間が待てない(14.6%)

区 分	1 位	2 位	3 位
精神障がい者	医師や看護師にうまく説明できない(30.2%)	障がいを理解してくれる人がいない(28.4%)	食事や生活のコントロールが難しい(28.4%)
重複障がい者	医師や看護師にうまく説明できない(23.5%)	食事や生活のコントロールが難しい(18.5%)	病院等での待ち時間が待てない(16.0%)
難病患者	医療費や交通費の負担が大きい(40.3%)	食事や生活のコントロールが難しい(19.4%)	医師や看護師にうまく説明できない(11.9%)
障がい児	専門的な治療を行う医療機関が近くにない(34.7%)	食事や生活のコントロールが難しい(22.4%)	病院等での待ち時間が待てない(20.4%)
発達障がい児	病院等での待ち時間が待てない(17.0%)	医師や看護師にうまく説明できない(17.0%)	食事や生活のコントロールが難しい(14.9%)

(3) 就労促進に必要な支援(複数回答・「特にない」を除く)

障がいの種別に関わらず、障がいがない人も含めて「事業主や職場の仲間の理解と協力」をあげる人が多くなっています。

区 分	1 位	2 位	3 位
身体障がい者	事業主や職場の仲間の理解と協力(27.5%)	障がい者に配慮した職場の施設・設備の整備(21.1%)	障がいの特性や程度にあった仕事の提供(21.0%)
知的障がい者	障がいの特性や程度にあった仕事の提供(36.5%)	事業主や職場の仲間の理解と協力(33.3%)	仕事探しから就労後までの総合的な就労支援(24.0%)
精神障がい者	事業主や職場の仲間の理解と協力(44.0%)	障がいの特性や程度にあった仕事の提供(33.6%)	仕事探しから就労後までの総合的な就労支援(27.6%)
重複障がい者	事業主や職場の仲間の理解と協力(39.5%)	障がいの特性や程度にあった仕事の提供(32.1%)	障がい者にあった就労条件が整っていること(23.5%)
難病患者	事業主や職場の仲間の理解と協力(44.8%)	仕事探しから就労後までの総合的な就労支援(35.8%)	障がい者に配慮した職場の施設・設備の整備(32.8%)
障がいがない人	事業主や職場の仲間の理解と協力(61.3%)	障がい者に配慮した職場の施設・設備の整備(47.8%)	障がいの特性や程度にあった仕事の提供(40.1%)

（４）地域で生活するために必要な支援（複数回答）

身体障がい者や重複障がい者、難病患者では「在宅サービスや医療ケア等の適切な支援」が最も多く、知的障がい者や精神障がい者では「相談対応等の充実」が、障がいがない人では「障がい者への理解」が最も多くなっています。

区 分	1 位	2 位	3 位
身体障がい者	在宅サービスや医療ケア等の適切な支援 (49.1%)	緊急時の施設での受け入れ体制の充実 (40.5%)	障がい者に適した住居の確保 (19.2%)
知的障がい者	相談対応等の充実 (41.7%)	緊急時の施設での受け入れ体制の充実 (39.6%)	在宅サービスや医療ケア等の適切な支援 (30.2%)
精神障がい者	相談対応等の充実 (44.0%)	在宅サービスや医療ケア等の適切な支援 (32.8%)	緊急時の施設での受け入れ体制の充実 (30.2%)
重複障がい者	在宅サービスや医療ケア等の適切な支援 (55.6%)	緊急時の施設での受け入れ体制の充実 (46.9%)	相談対応等の充実 (29.6%)
難病患者	在宅サービスや医療ケア等の適切な支援 (62.7%)	緊急時の施設での受け入れ体制の充実 (44.8%)	相談対応等の充実 (17.9%)
障がいがない人	障がい者への理解 (44.0%)	相談対応等の充実 (29.6%)	企業に就職できる機会の増加 (26.4%)

（５）成年後見制度の利用促進に必要なこと（複数回答）

全体として「制度の周知・広報活動の充実」と「相談窓口や相談体制の充実」が多く、知的障がい者では「成年後見人による不正防止の徹底」が最も多くなっています。

区 分	1 位	2 位	3 位
身体障がい者	制度の周知・広報活動の充実 (32.7%)	相談窓口や相談体制の充実 (28.2%)	成年後見人による不正防止の徹底 (28.0%)
知的障がい者	成年後見人による不正防止の徹底 (41.7%)	相談窓口や相談体制の充実 (38.5%)	保健・医療・福祉・法律等の地域連携の充実 (28.1%)
精神障がい者	相談窓口や相談体制の充実 (37.9%)	制度の周知・広報活動の充実 (35.3%)	成年後見人による不正防止の徹底 (29.3%)
重複障がい者	相談窓口や相談体制の充実 (45.7%)	成年後見人による不正防止の徹底 (33.3%)	制度の周知・広報活動の充実 (27.2%)
難病患者	制度の周知・広報活動の充実 (46.3%)	相談窓口や相談体制の充実 (43.3%)	成年後見人による不正防止の徹底 (35.8%)
障がいがない人	制度の周知・広報活動の充実 (54.7%)	相談窓口や相談体制の充実 (51.5%)	保健・医療・福祉・法律等の地域連携の充実 (39.6%)

（６）災害等の緊急事態発生時に困ること（複数回答・「特に困ることはない」を除く）

身体障がい者、重複障がい者では「安全なところまで素早く避難できない」が最も多く、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい児では「どのように対応するべきか判断できない」、難病患者では「避難所で投薬や治療を受けることが困難」、障がい児では「何が起きているか把握ができない」が最も多くなっています。

区 分	1 位	2 位	3 位
身体障がい者	安全なところまで素早く避難できない(44.6%)	障がい者が生活できる環境が避難所がない(34.3%)	避難所で投薬や治療を受けることが困難(30.8%)
知的障がい者	どのように対応するべきか判断できない(57.3%)	何が起きているか把握ができない(38.5%)	避難所で周囲とのコミュニケーションがとれない(31.3%)
精神障がい者	どのように対応するべきか判断できない(45.7%)	避難所で周囲とのコミュニケーションがとれない(35.3%)	避難所で投薬や治療を受けることが困難(28.4%)
重複障がい者	安全なところまで素早く避難できない(49.4%)	障がい者が生活できる環境が避難所がない(40.7%)	何が起きているか把握ができない(30.9%)
難病患者	避難所で投薬や治療を受けることが困難(35.8%)	安全なところまで素早く避難できない(26.9%)	何が起きているか把握ができない(26.9%)
障がい児	何が起きているか把握ができない(59.2%)	どのように対応するべきか判断できない(40.8%)	周囲の人に援助を求めることができない(40.8%)
発達障がい児	どのように対応するべきか判断できない(59.6%)	何が起きているか把握ができない(29.8%)	周囲の人に援助を求めることができない(27.7%)

（７）障害福祉サービスの利用時に困ること（複数回答・「特に困ることはない」を除く）

全体として「サービス利用時の申請や手続きが難しい、面倒」と「サービスに関する情報が少ない」が多くなっています。

区 分	1 位	2 位	3 位
身体障がい者	サービス利用時の申請や手続きが難しい、面倒(13.2%)	送迎などで家族負担が大きい(11.8%)	サービスに関する情報が少ない(11.2%)
知的障がい者	サービスに関する情報が少ない(32.7%)	サービス利用時の申請や手続きが難しい、面倒(19.2%)	サービスの供給が少なく、利用しにくい(17.3%)
精神障がい者	サービスに関する情報が少ない(14.6%)	サービス利用時の申請や手続きが難しい、面倒(14.6%)	通所先や入所先での利用者間の人間関係(9.8%)

区 分	1 位	2 位	3 位
重複障がい者	サービス利用時の申請や手続きが難しい、面倒(16.1%)	サービスに関する情報が少ない(12.9%)	サービスの供給が少なく、利用しにくい(12.9%)
障がい児	サービスに関する情報が少ない(28.6%)	送迎などで家族負担が大きい(20.4%)	サービス利用時の申請や手続きが難しい、面倒(18.4%)
発達障がい児	サービスに関する情報が少ない(57.9%)	サービス利用時の申請や手続きが難しい、面倒(36.8%)	送迎などで家族負担が大きい(26.3%)

(8) 障害福祉サービスの今後の利用意向(「わからない」を除く)

身体障がい者、重複障がい者では「短期入所」が最も多く、知的障がい者、精神障がい者では「就労継続支援(A・B型)」が、難病患者では「居宅介護」が最も多くなっています。障がい児、発達障がい児では、「放課後等デイサービス」や「児童発達支援」の障害児通所支援が最も多くなっています。

区 分	1 位	2 位	3 位
身体障がい者	短期入所(20.7%)	居宅介護(14.2%)	療養介護(12.6%)
知的障がい者	就労継続支援(A・B型)(31.3%)	短期入所(31.3%)	移動支援(30.2%)
精神障がい者	就労継続支援(A・B型)(33.6%)	就労移行支援(22.4%)	就労定着支援(20.7%)
重複障がい者	短期入所(28.4%)	生活介護(23.5%)	日中一時支援(22.2%)
難病患者	居宅介護(16.4%)	自立訓練(機能訓練・生活訓練)(11.9%)	短期入所(11.9%)
障がい児	放課後等デイサービス(65.3%)	児童発達支援(30.6%)	短期入所(28.6%)
発達障がい児	児童発達支援(38.3%)	放課後等デイサービス(25.5%)	医療型児童発達支援(14.9%)

(9) これから生活するうえでの主な要望(複数回答・「特になし」を除く)

身体障がい者と精神障がい者、難病患者では「年金などの経済的な援助がほしい」が最も多く、知的障がい者、重複障がい者では「家族がいなくて介助する人がほしい」が、障がい児、発達障がい児では「障がい者が働ける一般企業が増えてほしい」が最も多くなっています。

区 分	1 位	2 位	3 位
身体障がい者	年金などの経済的な援助がほしい(35.2%)	家族がいなくて介助する人がほしい(23.8%)	外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上(21.6%)

区 分	1 位	2 位	3 位
知的障がい者	家族がいないときに介助する人がほしい(34.4%)	年金などの経済的な援助がほしい(28.1%)	障がい者が働ける一般企業が増えてほしい(25.0%)
精神障がい者	年金などの経済的な援助がほしい(37.1%)	障がい者が働ける一般企業が増えてほしい(34.5%)	何でも相談できるところがほしい(21.9%)
重複障がい者	家族がいないときに介助する人がほしい(32.1%)	年金などの経済的な援助がほしい(29.6%)	何でも相談できるところがほしい(27.2%)
難病患者	年金などの経済的な援助がほしい(44.8%)	外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上(40.3%)	何でも相談できるところがほしい(22.4%)
障がい児	障がい者が働ける一般企業が増えてほしい(49.0%)	就労継続支援事業所が増えてほしい(36.7%)	障がい者への理解を深めてほしい(32.7%)
発達障がい児	障がい者が働ける一般企業が増えてほしい(36.2%)	何でも相談できるところがほしい(29.8%)	障がい者への理解を深めてほしい(23.4%)

(10) 市の取り組みとして重要なこと(複数回答)

障がい者では「保健・医療の充実」と「生活支援の充実」が多く、障がい児では「療育、教育環境の充実」と「雇用・就業の推進」が多くなっています。

区 分	1 位	2 位	3 位
身体障がい者	保健・医療の充実(54.5%)	生活支援の充実(53.7%)	緊急時の相談、対応の充実(47.4%)
知的障がい者	生活支援の充実(74.0%)	緊急時の相談、対応の充実(65.6%)	雇用・就業の推進(61.5%)
精神障がい者	生活支援の充実(62.9%)	保健・医療の充実(62.9%)	雇用・就業の推進(62.1%)
重複障がい者	保健・医療の充実(64.2%)	生活支援の充実(60.5%)	緊急時の相談、対応の充実(53.1%)
難病患者	生活支援の充実(59.7%)	保健・医療の充実(56.7%)	暮らしやすい生活環境の整備(52.2%)
障がい児	療育、教育環境の充実(81.6%)	雇用・就業の推進(79.6%)	生活支援の充実(75.5%)
発達障がい児	療育、教育環境の充実(74.5%)	雇用・就業の推進(68.1%)	保健・医療の充実(66.0%)
障がいがない人	生活環境の整備(52.4%)	雇用・就業の推進(48.3%)	生活支援の充実(44.0%)

3 各関係団体等ヒアリング調査結果の概要

1 各関係団体等へのヒアリング調査

障害者計画や障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に関する基礎資料とするため、障がい者関係団体、障がい者関係事業所に対し、障がい福祉施策に関する課題や意見について、ヒアリングシートによる調査を実施しました。

ヒアリング調査を実施した団体・事業所は次のとおりです。

1. 障がい者関係団体（15 団体・順不同）	
岐阜県身体障害者福祉協会大垣支部	大垣市柿の木荘保護者会
大垣市手をつなぐ親の会	岐阜県腎臓病協議会西濃ブロック大垣支部
大垣市肢体不自由児・者 障害児・者父母の会	岐阜県自閉症協会西濃・大垣市ブロック
大垣視覚障害者福祉協会	パン工房ドリーム保護者会
大垣聴覚障害者福祉協会	社会福祉法人ともえ会
ひまわり学園親の会	重症心身障害児・者親の会
かななみ作業所父母の会	西濃地域精神障害者家族会いぶき会
大垣特別支援学校大垣地区 PTA	
2. 障がい者関係事業所（22 事業所・順不同）	
新生メディカル大垣営業所	大垣市柿の木荘
ジーバケアサービス	かなえ寮
ハートサービス	G C C大垣校
チェントロマンマ	N o t oカレッジ
マミーハウス	カラーズ
大垣市社会福祉協議会ホームヘルパー室	ハーモニー大垣
大垣市立かななみ作業所	障害者支援センターけあ・わーくす大垣
林町デイセンター	相談支援事業所かがやき
大東ショートステイホーム	大垣市立ひまわり学園
スケッチハウス	N P O法人はびりす
緑の丘	一般社団法人放課後等デイサービス Oasis

2 ヒアリング調査結果の概要

障がい者関係団体および障がい者関係事業所へのヒアリング調査結果のうち、主なものを掲載します（内容が変わらない程度に一部要約しています）。

（１）障害福祉サービスや相談支援についての課題、提案、意見

1. 障がい者関係団体

- ・障害福祉サービスを利用するにあたり、受付窓口等がわかりにくく、介護保険の地域包括支援センターのような機関が必要。
- ・障害福祉サービスの内容がわかる冊子や一覧表を発行してほしい。
- ・障がいのある人が生まれてから亡くなるまで一貫して支援してもらえるような医療、教育、保育、就労等が一体となったサービスが必要。
- ・障害児通所支援サービス事業所の充実や人員の質の向上。
- ・医療的ケアが必要な人の短期入所サービスが市内で受けられない。

2. 障がい者関係事業所

- ・利用者および家族の高齢化に伴い、現在のサービスと合致しなくなっている事例が増えている。
- ・重症心身障がいのある人を受け入れる短期入所が少ない。
- ・計画相談とサービス現場との意思疎通がなされているか疑問。
- ・今後の障がい者数を考えても、相談支援が不足する可能性が高いが、業務量に対する補償が少ない現状では新たな事業参入が見込めない。
- ・基幹相談支援センターや委託相談事業所との連携ができていない。

（２）障がいのある人の雇用や就労促進についての課題、提案、意見

1. 障がい者関係団体

- ・会社側の障がいに対する理解が不十分なため、社員に向けての勉強会や、障がいのある人を理解する機会を設けることが大切。
- ・企業側は、障がいのある人への理解、仕事をする上での工夫などに前向きに取り組むことやトライアルの機会を増やしてほしい。本人側は、社会に出る意欲を持ち、作業所から出て、一般就労に就く意欲を持ってほしい。

2. 障がい者関係事業所

- ・就労の場でも、医療的ケアなどが受けられるような仕組みが必要。
- ・法定雇用率対象企業以外の民間企業や個人企業、個人商店でも障がい者雇用の機会が増えるように、広報等を活用して小規模事業者に周知してほしい。
- ・一般就労への意欲を持たずに就労継続支援 A 型事業所を希望し、とりあえず給料がもらえるからよいという意識の人が多い中での就労支援が困難。
- ・就労支援のために、職場と職場実習の受け入れ先の開拓が必要。

（3）障がいのある人の社会参加やスポーツ、文化、芸術活動についての課題、提案、意見

1. 障がい者関係団体

- ・市民が利用する施設等での作品展示やスポーツ交流が図られることを望む。
- ・障がいが重くなるにつれて外出することが少なくなる傾向があるため、重度障がいの方に対して、活動に参加する機会を増やす必要がある。
- ・生涯学習やスポーツなど、ボランティアの方がついており、障がいのある人でも参加できる場があるとよい。
- ・障がい特性を理解できるボランティアの養成が必要。

2. 障がい者関係事業所

- ・障がいのある人向けのアートコンクールが定期的で開催されると、創作活動にも目的を持って取り組むことができる。
- ・障がいのある人こそスポーツによる健康管理が必要。
- ・移動支援や行動援護ができる人材の確保や、ボランティアの育成に力をいれてほしい。

（4）障がいのある人に関する理解や市民の意識について、日ごろ感じること

1. 障がい者関係団体

- ・一般市民が障がいについて知らないことが差別の要因であると思う。障がいの種類や特徴、接し方などを知る機会を幼稚園や保育園、小学校、中学校等で設ける必要がある。
- ・障がいのある人がどこに住んでいるのか、地域住民に認識されていない。
- ・外出時に、差別や偏見を肌で感じている。
- ・身体障がいのある人に比べて、知的障がいや精神障がいのある人、自閉症への理解が低い。

2. 障がい者関係事業所

- ・障がいのある人が参加するイベントなどを通して意識や理解は広がりつつあるが、重度障がいのある人への理解はまだ不十分である。
- ・まだまだ障がいのある人への理解ができていない状況ではない。理解しようとする壁が厚いので、寄り添いや困っている場合に声をかけてみる程度がよいと思う。

(5) 大垣市の障がい者施策やまちづくりについて、お気づきの点、意見

1. 障がい者関係団体

- ・障がいのある人の社会参加の機会をどう作るか、さらには、障がいのある人が障がいを意識せずに参加できるような機会作りができるよい。
- ・障がい当事者としての役割を基本理念等に盛り込み、行政と障がい者団体が協働しての計画作りでないと実効性がない。
- ・理解啓発のため、幼少期からの関わりが必要なので、授業の一環としてほしい。

2. 障がい者関係事業所

- ・小さいころからの教育や交流が必要であり、多くの方が障がいのある人の本当の理解者になってくれることが必要。それができると、福祉分野で働いてくれる若い人も増えると思う。福祉を守るには、人を育てることしかないと思う。
- ・地域活動支援センターの機能として、障がいのある人のニーズや将来の自立を考えた機能があるとよい。
- ・施設入所者の地域生活の移行という目標設定により、施設入所者を減らし、地域で生活するには課題が多い。

第2部 第4次障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 施策目標

基本理念「障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し、共に支え合い、安心して自分らしく暮らせる、共生社会づくり」を実現するため、次の3つの施策目標を設定します。

- 1 自立した暮らしの支援
- 2 社会参加の促進
- 3 安心できるまちづくりの推進

施策目標1 自立した暮らしの支援

- 障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援体制を受けることができるよう、必要な意思決定支援を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。
- すべての障がいのある人が、個人の尊厳が守られた日常生活または社会生活を営むため、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、障害福祉サービスの量的・質的な充実を図ります。
- 身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、相談・助言の充実を図ります。あわせて、障がいの原因となる疾病等の早期発見や、精神障がいのある人の地域移行を進めるための連携体制の構築に取り組みます。
- 自宅だけでなく、グループホームでの共同生活なども含めて暮らしの場と位置づけ、障がいのある人が安全に安心して暮らしていくことができる住環境の充実を図ります。

【施策の方向】

- (1) きめ細やかな相談支援体制の充実
- (2) 地域での自立に向けた生活支援サービスの充実
- (3) 保健・医療・福祉の連携
- (4) 日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保

施策目標2 社会参加の促進

- 障がいのある児童生徒が、年齢や能力に応じその特性を踏まえた教育を、合理的配慮の提供を受けながら可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることができるインクルーシブな環境整備に努めます。
- 質の高い自立した生活を営むためには、就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分発揮できるよう、一般就労や福祉的就労など多様な就労形態の場の充実を図ります。
- 障がいのある人の様々な分野の社会活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、生涯を通じた教育や文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動等の様々な機会に親しむための施策の推進により、市民の障がいへの理解と認識を深め、共生社会の実現を目指します。
- 障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がいのある人への理解の促進に努めます。

【施策の方向】

- (1) ニーズに応じた障がい児支援と教育の充実
- (2) 多様な雇用環境の整備と就労支援
- (3) あらゆる社会参加活動への支援
- (4) 生涯楽しめるスポーツや文化芸術活動の推進
- (5) 合理的配慮と情報提供の充実

施策目標3 安心できるまちづくりの推進

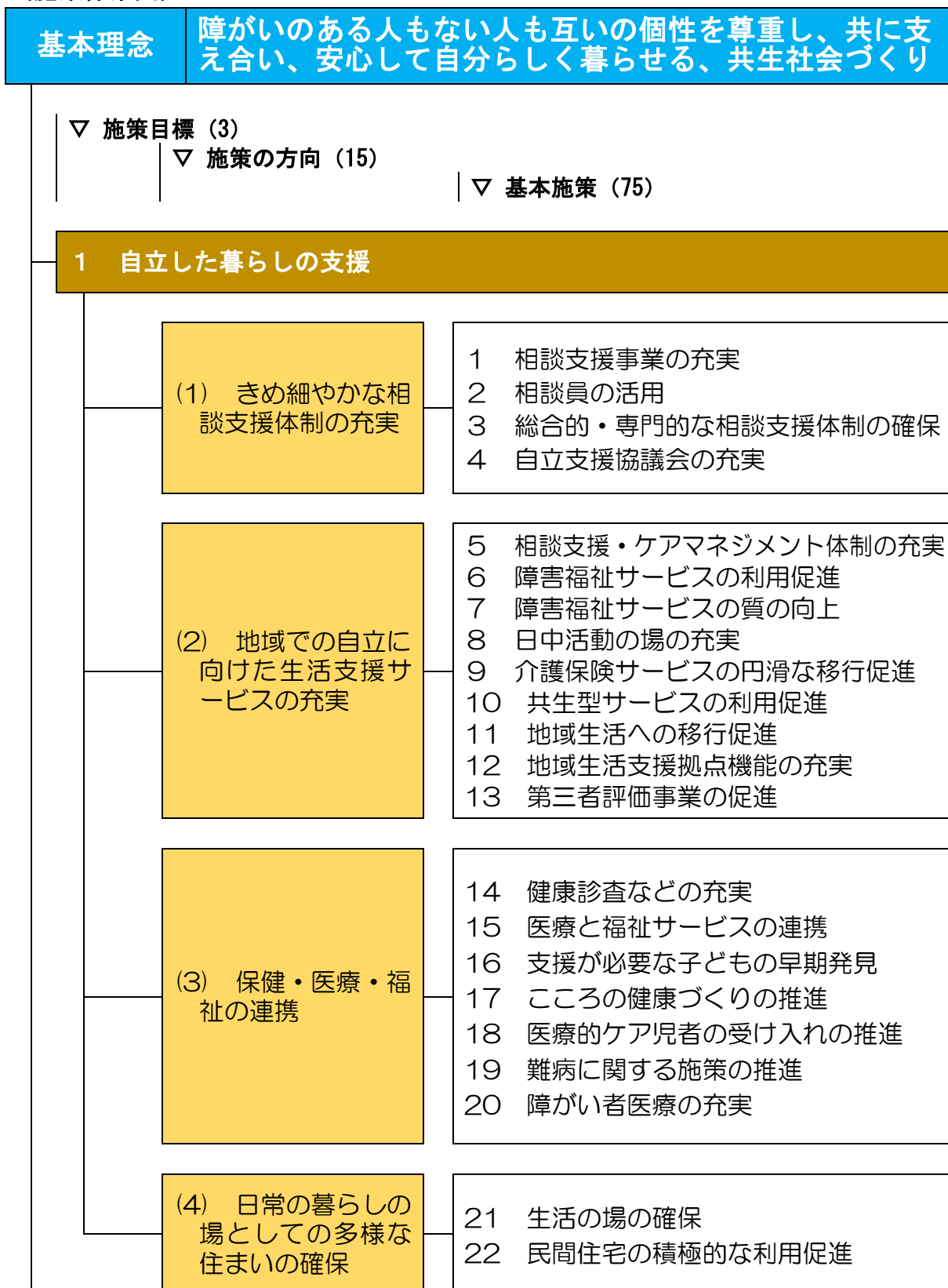
- 障がいのある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、ICT等の利活用も検討し、アクセシビリティの向上を推進します。
- 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて、障がいのある人への虐待を防止し、権利擁護のための取り組みを進めます。
- 障がいの有無を問わず、相互に理解し、その個性を尊重するため、心のバリアフリーに視点を置いた啓発活動や相互交流などの取り組みをより一層進めます。
- 障がいのある人が地域社会において、安全に安心して生活できるよう、防災・防犯対策を充実させるとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報補償や避難支援、避難所の確保などの取り組みを推進します。
- 地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」にわかれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや包括的な支援体制の構築に取り組めます。

【施策の方向】

- (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
- (2) 障がいを理由とする差別の解消と権利擁護の推進
- (3) 相互理解と交流を通じた心のバリアフリーの推進
- (4) 災害等の緊急時における安全・安心の確立
- (5) 共に支え合う地域共生社会の推進
- (6) 福祉人材・ボランティアの養成と確保

第2章 施策の展開

〔施策体系図〕



▽ 施策目標 (3)

▽ 施策の方向 (15)

▽ 基本施策 (75)

2 社会参加の促進

(1) ニーズに応じた
障がい児支援と教育の充実

- 23 保育所の充実
- 24 保育士の指導力向上
- 25 発達障がい児への支援
- 26 障害児通所サービスの質の向上
- 27 放課後等活動の場の充実
- 28 特別支援教育体制の充実
- 29 教職員などの指導力向上
- 30 障がいのある児童・生徒の進路指導の推進
- 31 就学児童・生徒の豊かな個性を尊重した教育の推進

(2) 多様な雇用環境
の整備と就労支援

- 32 障がい者雇用の促進
- 33 新たな雇用の場の創出
- 34 農福連携事業の推進
- 35 市での採用
- 36 障害者就労施設への支援
- 37 就労相談支援体制の確保
- 38 障がい特性に応じた就労支援の充実

(3) あらゆる社会参
加活動への支援

- 39 コミュニケーション支援の充実
- 40 障がい者団体等の活動支援
- 41 移動支援の充実
- 42 社会参加に向けた多様な支援

(4) 生涯楽しめるス
ポーツや文化芸術
活動の推進

- 43 文化芸術活動への支援
- 44 スポーツ・レクリエーション活動の支援
- 45 生涯学習活動の充実
- 46 読書環境の整備

(5) 合理的配慮と情
報提供の充実

- 47 情報提供の充実
- 48 行政サービス等における配慮
- 49 消費生活情報の提供

▽ 施策目標 (3)

▽ 施策の方向 (15)

▽ 基本施策 (75)

3 安心できるまちづくりの推進

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

- 50 歩道や公園等の整備
- 51 バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進
- 52 住宅改修の促進
- 53 学校施設のバリアフリー化の推進
- 54 行政手続のオンライン化の推進

(2) 障がい者を理由とする差別の解消と権利擁護の推進

- 55 広報等による啓発
- 56 成年後見制度の利用促進
- 57 サービス利用に関する苦情解決
- 58 人権相談などの充実
- 59 障がい者虐待の防止

(3) 相互理解と交流を通じた心のバリアフリーの推進

- 60 福祉教育の推進
- 61 交流及び共同学習の推進
- 62 心のバリアフリーの推進
- 63 ヘルプマーク等の周知

(4) 災害等の緊急時における安全・安心の確立

- 64 地域防災ネットワークの整備
- 65 情報連絡体制の確保
- 66 防犯・防災知識の普及、啓発
- 67 緊急通報装置の整備
- 68 福祉避難所の確保

(5) 共に支え合う地域共生社会の推進

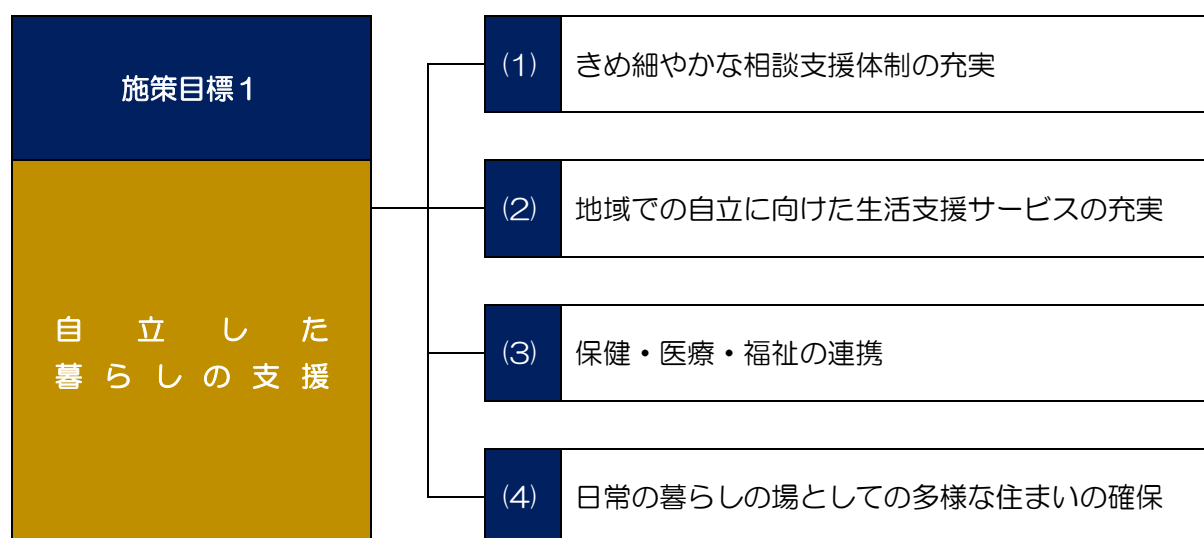
- 69 地域交流の促進
- 70 見守り活動の促進
- 71 包括的な支援体制の整備

(6) 福祉人材・ボランティアの養成と確保

- 72 NPO法人等市民活動への支援
- 73 ボランティア活動に対する支援
- 74 ボランティアの養成
- 75 福祉人材の確保

施策目標 1

自立した暮らしの支援



● 現状と課題 ●

- 近年、相談支援については、相談内容が多様化してきており、相談支援事業所の確保と事業所間の連携、適切に対応できるスキルの向上と専門性が求められています。その一方で、相談支援事業所の不足という課題があります。
- 施設入所や入院から地域生活への移行に向けた支援を行うことは重要であり、障がいの重度化や高齢化、親亡き後を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が求められています。
- ヒアリング調査では、ライフステージを通じた保育・教育・医療・就労が一体的となった支援や、緊急時の受入れ体制の整備が求められています。
- 在宅福祉サービスについて、一定の提供体制は整備されてきたものの、医療的ケアが必要な人や重度心身障がいのある人、強度行動障がいのある人等に対応できる体制の整備や、コロナウイルス等の感染症対策の実施など、障がいのある人が安心、安全に利用できるサービスの確保が課題となっています。
- アンケート調査からは、生活の場として自宅を望む方が最も多いですが、知的障がいのある人からはグループホームのニーズが高まっていることが伺えます。保護者が高齢化している中、親亡き後などを見据えた居住の場の確保が必要です。

1 きめ細やかな相談支援体制の充実

● 施策の方向 ●

障がいのある人やその家族が様々な困りごとを身近な場所で気軽に相談し、適切な支援を受けることができるよう、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、総合的・専門的な相談支援体制を確保します。

また、事業所間の支援ネットワークの構築を図り、障がいのある人一人ひとりの心身の状況や障害福祉サービス利用の意向、家族の状況などに応じた適切な情報提供と、きめ細やかな相談支援を進めます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
1	相談支援事業の充実	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにおいて、地域に根ざした相談支援体制の充実、地域移行促進や権利擁護の取り組み、相談支援事業者への助言等を行います。	障がい福祉課
2	相談員の活用	身体障害者相談員、知的障害者相談員の周知に努めるとともに、相談員に対して適切な情報提供を行います。また、民生委員・児童委員等の地域福祉活動を行う関係者と緊密な連携を図ります。	障がい福祉課
3	総合的・専門的な相談支援体制の確保[新規]	様々な福祉課題に対応し、適切な対応を提供できるよう、総合的・専門的な相談支援体制を確保し、その充実を図ります。	社会福祉課
4	自立支援協議会の充実	自立支援協議会（障がい者の暮らしを支える協議会）において、地域の課題に応じた専門部会を設置し、地域課題の共有と関係機関の連携を図り、課題解決に向けた協議を進めます。	障がい福祉課

2 地域での自立に向けた生活支援サービスの充実

● 施策の方向 ●

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送ることができるよう、個々のニーズや障がいの程度、ライフステージに応じた障害福祉サービスを必要に応じて提供するとともに、地域生活への移行や緊急時の受け入れ、高齢の障がいのある人への対応、感染症対策など、障がいのある人やその家族のニーズに沿った適切なサービスの提供に努めます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
5	相談支援・ケアマネジメント体制の充実	障がいのある人の一人ひとりの状況やニーズに応じたサービスを効果的に提供するため、計画相談支援やケアマネジメント体制の充実に取り組みます。	障がい福祉課
6	障害福祉サービスの利用促進	障害福祉サービスや各種手当・減免制度について周知することで利用を促し、障がいのある人やその家族の負担を軽減します。	障がい福祉課
7	障害福祉サービスの質の向上	障害福祉サービスや相談支援の質の向上のため、サービス提供事業者に対して、各種養成研修の受講を促します。また、サービスの継続性の確保のため、感染症対策等の徹底を促します。	障がい福祉課
8	日中活動の場の充実	創作的活動や生産的活動の機会などを提供する生活介護事業所や地域活動支援センターなど、障がいのある人の日中活動の場の拡充を図ります。	障がい福祉課

番号	施策名	取組内容	担当課
9	介護保険サービスの円滑な移行促進	障がいのある65歳以上の高齢者への介護保険サービスへの円滑な移行の支援を行うとともに、介護保険の対象とならない障がい固有のニーズに基づく障害福祉サービスの適切な提供に努めます。	障がい福祉課
10	共生型サービスの利用促進 [新規]	介護保険分野と連携しながら、新たな共生型サービス事業所の確保と利用に向けた支援を行います。	障がい福祉課
11	地域生活への移行促進 [拡充]	障がいのある人の地域生活への移行に必要な支援体制や、関係機関との連携体制の整備を検討し、地域移行の取り組みを進めます。	障がい福祉課
12	地域生活支援拠点機能の充実 [拡充]	地域生活支援拠点に必要な緊急時の相談や受け入れ等の機能を関係機関が分担して支援を行う体制の整備を検討し、具体化を図ります。	障がい福祉課
13	第三者評価事業の促進	公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価の受審を県と連携して促進し、障害福祉サービス事業者の質の向上を図ります。	障がい福祉課

3 保健・医療・福祉の連携

● 施策の方向 ●

障がいの有無にかかわらず、自立した生活を送るためには、健康の維持と増進を図ることが重要です。障がいの原因となる疾病の発生予防や早期発見に取り組み、早期治療につなげるとともに、医療費の負担軽減を図ります。

また、保健、医療、福祉の連携により、障がいの程度やニーズに応じた適切な医療や障害福祉サービスを受けることができるよう、相談支援の充実や障がいへの理解促進を図ります。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
14	健康診査などの充実	障がいの原因となる生活習慣病などの予防、早期発見のため、健康診査体制の拡充と受診率の向上、事後指導の強化を図ります。	保健センター 国保医療課
15	医療と福祉サービスの連携	医療に関する相談に対応し、地域において適切な医療や福祉サービスを受けることができるように、関係機関と連携し支援します。	よろず相談・ 地域連携課
16	支援が必要な子どもの早期発見	支援が必要な子どもの早期発見と、発達に応じた適切な療育が受けられるよう、医療機関や福祉関係機関、教育関係機関との連携による継続的な支援と本人や保護者に対する相談支援を推進します。	保健センター 子育て支援課
17	こころの健康づくりの推進	ストレスや睡眠、こころの病気に関する知識の普及啓発と相談体制の充実を図ります。	保健センター
18	医療的ケア児者の受け入れの推進	相談支援事業所等と連携し、障害福祉サービス事業所において、医療的ケアを必要とする利用希望者の受け入れを推進します。	障がい福祉課

番号	施策名	取組内容	担当課
19	難病に関する施策の推進	保健所等の関係機関との協力・連携を強化し、難病患者のニーズに応じた相談支援やサービスの利用促進に努めるとともに、地域交流活動や理解啓発活動を促進します。	障がい福祉課
20	障がい者医療の充実	医療費助成により適切な医療の受診を促進するとともに、医療現場での障がいのある人に対する合理的配慮や理解促進を図ります。	障がい福祉課 国保医療課

4 日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保

● 施策の方向 ●

住み慣れた地域で自立した生活を送るため、自宅だけではなく、グループホームでの共同生活や民間住宅など、多様な暮らしの場の確保が求められています。

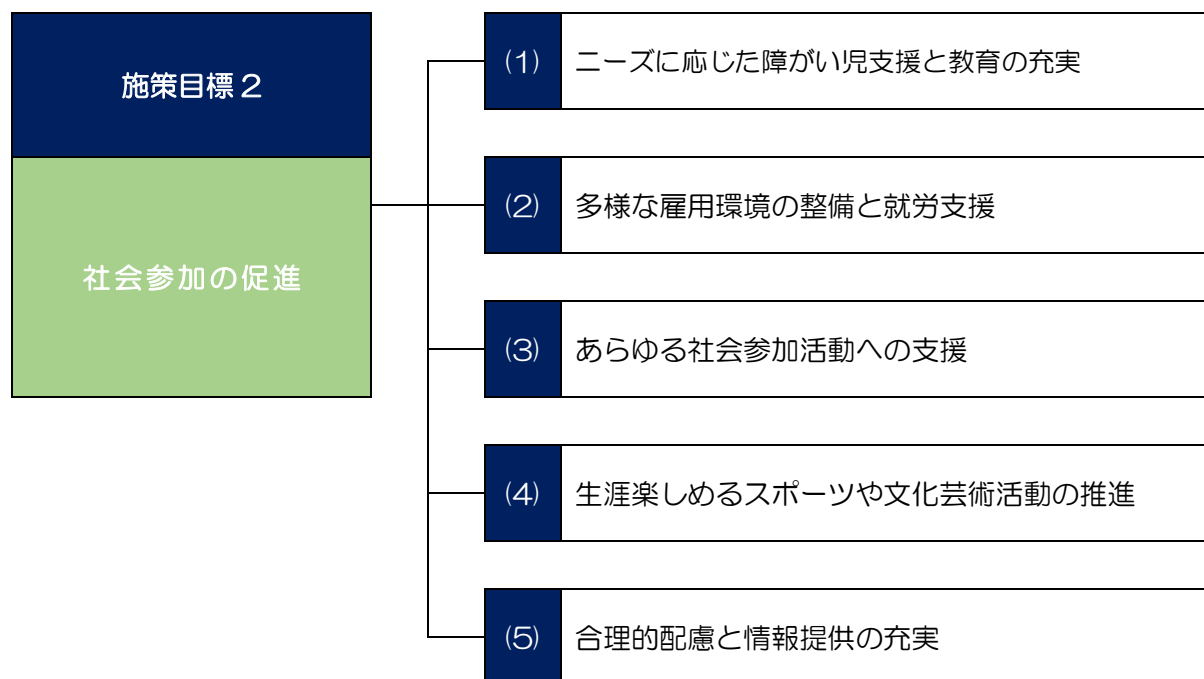
特に、入院や入所から地域生活への移行を進めるうえでの暮らしの場となるグループホームは、小集団生活を通じて、単身での暮らしや自立生活への足がかりにもなることから、民間事業者等による事業拡大を積極的に働きかけていきます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
21	生活の場の確保	民間事業者によるグループホームの事業拡大を支援するとともに、身体障がい者用公営住宅の確保や、居住支援協議会と連携した民間住宅の利用促進に向けた周知に努めます。	障がい福祉課 住 宅 課
22	民間住宅の積極的な利用促進	賃貸住宅経営者や不動産業者等に対して、障がいのある人の入居に関する理解促進を図ります。	障がい福祉課

施策目標 2

社会参加の促進



● 現状と課題 ●

- 多様化するニーズに対応した障がい児支援の拡充だけでなく、障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが同じ場で学ぶことは、障がいに対する理解促進やすべての子どもたちの心身の発達促進にとって必要なことです。
- 本市の小中学校に在籍する障がいのある児童・生徒は増加傾向にあり、発達障がいをはじめとする障がい特性に応じた対応が重要となっています。
- 「障害者雇用促進法」を段階的に改正し、法定雇用率の引上げや合理的配慮の提供の義務付けなど、障がいのある人の雇用促進を図っていますが、県内の民間企業における法定雇用率達成企業の割合は 55.3%（令和元年）という状況です。
- 障がいのある人にとって福祉的就労は、日中活動の場、社会参加の場、一般就労に向けた訓練の場として貴重な場であり、就労を希望する障がいのある人からの要望が高いため、相談支援事業所など関係機関との連携をはじめ、就労支援を適切に行う人材の育成、支援の質の向上、平均工賃の向上が課題となっています。
- アンケート調査からは、障がいのある人に対する事業主や職場の仲間の理解と協力が最も重要であり、障がいのある人が働くことができる一般企業の増加が望まれています。

- 文化芸術活動に参加することは、障がいのある人の生活を豊かにし、社会参加を促進するうえで重要なことです。また、東京パラリンピックの開催を機に、障がい者スポーツへの関心が高まっていることから、誰もがスポーツに親しむ機会の充実を図る必要があります。
- アンケート調査からは、卒業後の生活においても豊かな人生を過ごすことができるよう、障がいのある人が参加できる生涯学習の場が望まれています。障がいのある人が円滑に行動・参加するために、コミュニケーション等のサービスや情報提供の充実などの環境づくりが必要です。

1 ニーズに応じた障がい児支援と教育の充実

● 施策の方向 ●

乳幼児期から学齢期、学齢期以降まで、ライフステージに対応した効果的な支援の実施には早期発見と一貫性のある療育・支援の取り組みが必要です。

そのため、園や学校において、障がいのある幼児・児童・生徒が合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、自立や社会参加をすることができるよう、共に学ぶ教育環境を整備するとともに、療育や特別支援教育に携わる保育士や教職員の専門性の向上を図ります。

また、障がいの特性に応じた適切な支援を継続的に行えるよう、保健、医療、福祉、教育、就労支援機関等の関係機関が密接に連携したネットワークの構築を進めます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
23	保育所の充実	保育所において障がいのある子どもの受け入れを実施するとともに、保育士の障がいに関する知識の向上を図り、個々の障がいに応じた保育の充実を図ります。	保 育 課
24	保育士の指導力向上 [新規]	障がいの状況に応じた保育を実施するため、専門性向上を図るための研修の受講や、専門職員による巡回指導の受入れにより保育士の指導力向上を図ります。	保 育 課
25	発達障がい児への支援	発達障がいの早期発見に向けた取り組みや、保護者支援、医療、保健、福祉、教育等の連携による発達障がい児への継続的な支援を進めます。	保健センター 子育て支援課 保 育 課 学校教育課
26	障害児通所サービスの質の向上	障害児通所支援事業の適切なサービス提供を推進するとともに、事業所におけるサービスの質の向上を図ります。	子育て支援課

番号	施策名	取組内容	担当課
27	放課後等活動の場の充実	留守家庭児童教室における指導員の障がいに関する知識の向上を図る研修等を実施するほか、障がいのある児童に対して必要な支援を行えるよう人員を確保し、体制の強化を図ります。	社会教育 スポーツ課
28	特別支援教育体制の充実	特別支援教育支援員や介助員の配置、個別の教育支援計画の作成など、障がいのある児童・生徒への学習支援体制の充実を図ります。	学校教育課
29	教職員などの指導力向上	障がい特性に応じた適切な支援を行う教職員の指導力向上に向けた研修の充実を図ります。	学校教育課
30	障がいのある児童・生徒の進路指導の推進 [新規]	キャリア教育や職場体験等を通じ、障がいのある児童・生徒が自身の将来の進路や職業を考える機会を提供し、進路指導を推進します。	学校教育課
31	就学児童・生徒の豊かな個性を尊重した教育の推進	障がいの有無に関わらず可能な限り共に教育を受けられるインクルーシブな教育活動を推進するとともに、本人等の意向と個性を尊重した教育の充実を図ります。	学校教育課

2 多様な雇用環境の整備と就労支援

● 施策の方向 ●

一般企業に対して障がいのある人に対する理解促進を図るとともに、障がい者雇用に関する支援策を周知し、雇用の場の確保に努めます。

また、企業などへの一般就労が難しい人も生産的な活動を通じて社会参加ができるよう、福祉的就労の場など多様な就労機会の確保を図るとともに、関係機関と連携しながら一人ひとりの障がい特性に応じた就労支援に取り組み、障がいのある人の経済的自立への支援を進めます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
32	障がい者雇用の促進	市内の一般企業に対して、法定雇用率の達成や特例子会社の活用、障がい者雇用に係る各種奨励金や助成制度等の周知を図り、障がい者雇用を促進します。	商工観光課
33	新たな雇用の場の創出	障がいのある人への理解を進め、就労支援機関が実施する雇用等支援制度や、地域資源、ICTなどを活用し、新たな雇用の場の創出に努めます。	障がい福祉課
34	農福連携事業の推進 [新規]	農業に取り組む組織や障害者就労施設への情報提供を通じて、農業分野での障がいのある人の活躍の場づくりを進めます。	農 林 課
35	市での採用	法定雇用率の達成に向け、市職員の計画的な採用を行います。	人 事 課
36	障害者就労施設への支援	市優先調達方針を毎年度策定し、障害者就労施設等からの物品や役務について、随意契約による優先発注を進め、障害者就労施設を支援します。	障がい福祉課 契約管財課

番号	施策名	取組内容	担当課
37	就労相談支援体制の確保	大垣市障がい者就労支援センターにおいて、関係支援機関との連携を図りながら、障がいのある人の就労相談や就労定着への支援を進めます。	障がい福祉課
38	障がい特性に応じた就労支援の充実	就労移行（継続）支援事業所における個々の特性に応じた就労訓練や職業能力の開発、就労定着支援事業所における職場定着を推進します。	障がい福祉課

3 あらゆる社会参加活動への支援

● 施策の方向 ●

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自分の意志を的確に伝え、正しい相互理解ができるよう、手話通訳者や要約筆記者などの確保に努め、コミュニケーション支援の充実を図ります。

また、障がいのある人の暮らしを豊かにする活動を行う団体等の支援を行うとともに、移動支援や日常生活用具等の支給など、多様な障害福祉サービスの提供に努め、障がいのある人の社会参加を支援します。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
39	コミュニケーション支援の充実	聴覚障がいのある人の社会参加を支援するため、養成講座の開催により、手話通訳者や要約筆記者の確保に努め、派遣体制を充実させるとともに、コミュニケーション支援ロボット等の活用を進めます。	障がい福祉課
40	障がい者団体等の活動支援	障がいのある人やその家族等が組織する団体の活動を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。	社会福祉課
41	移動支援の充実	障がいのある人の外出を支援する移動支援事業や福祉有償運送の充実をNPO法人等とともに図ります。	障がい福祉課
42	社会参加に向けた多様な支援	社会参加を支援するため、機能訓練や生活訓練の利用促進や、補装具や日常生活用具の給付、補助犬の普及・啓発を引き続き実施します。	障がい福祉課

4 生涯楽しめるスポーツや文化芸術活動の推進

● 施策の方向 ●

身近な地域において、スポーツや文化芸術活動など、様々な分野の生涯学習活動に参加し、生きがいづくりや社会参加を図ることができるよう、各種事業主催団体やボランティア団体と連携して参加機会の確保や環境づくりに努めるとともに、創作作品の展示やスポーツを通じた理解啓発に取り組みます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
43	文化芸術活動への支援 [拡充]	文化芸術活動等を通じた自己実現や社会参加の機会の拡大のため、創作作品の展示の場の確保や社会福祉法人や支援団体等が行う活動を支援します。	障がい福祉課
44	スポーツ・レクリエーション活動の支援	障がい特性に応じたスポーツやレクリエーションの開催や参加を支援し、各種ボランティア関連団体と連携することで、障がい者スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。	障がい福祉課
45	生涯学習活動の充実	障がいのある人もない人も生涯学習活動に参加できるよう配慮し、学習機会の充実を図ります。	市民活動推進課
46	読書環境の整備[拡充]	障がいのある人の読書等の機会を確保するため、様々な形態の資料の充実と郵送貸出の利用を促進します。	図書館

5 合理的配慮と情報提供の充実

● 施策の方向 ●

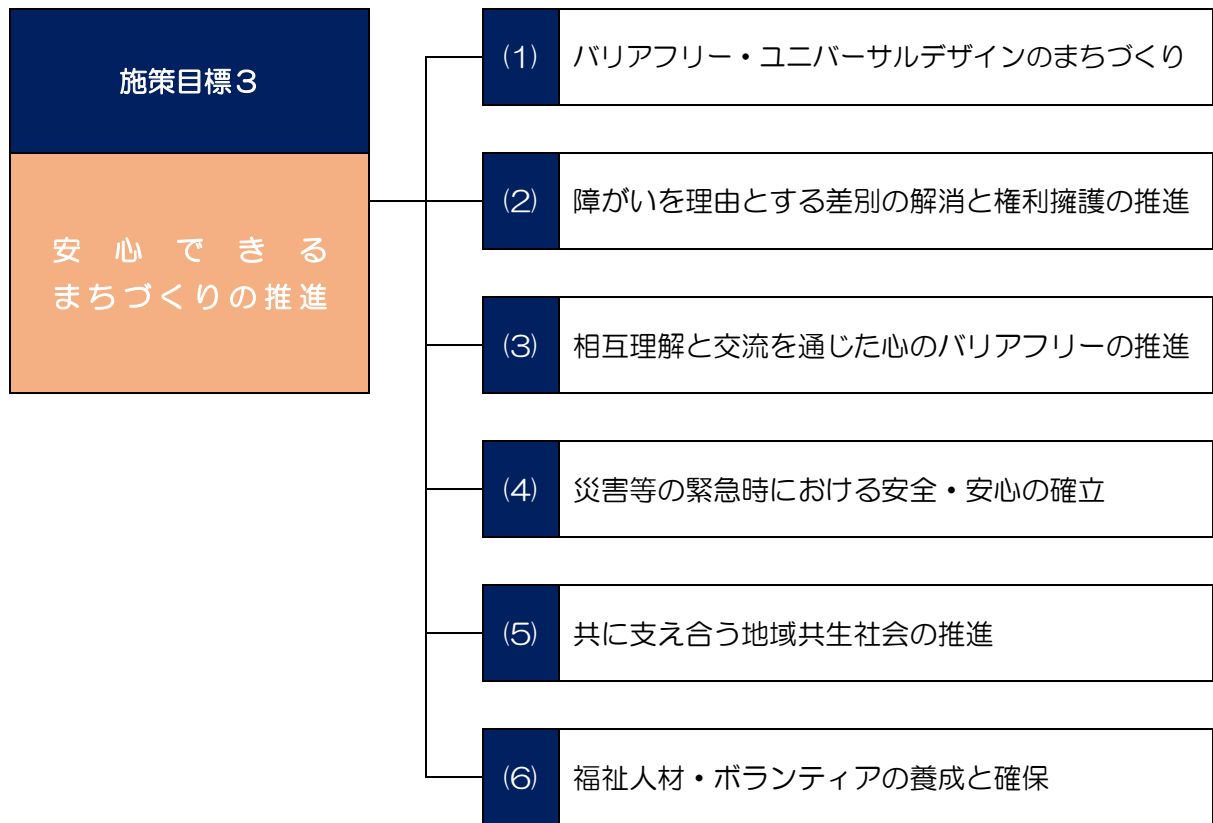
情報が入手できないことによる不利益を障がいのある人が被らないよう、障がい特性に応じた手段や方法による情報提供を充実させるとともに、障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい理解や行政サービス等における対応力の向上を図ります。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
47	情報提供の充実	障がい特性に配慮した広報の提供と、ホームページやリーフレットなど多様な媒体による障害福祉サービスの利用に関する周知を行います。	障がい福祉課
48	行政サービス等における配慮	市職員対応要領を周知し、窓口対応や情報提供、イベント開催時など、場面に応じた障がいのある人への適切な合理的配慮の徹底を図ります。	障がい福祉課
49	消費生活情報の提供	障がいのある人の消費者としての利益の擁護を図るため、消費生活相談室等と連携し、障がい特性に応じた情報提供と相談対応に努めます。	まちづくり推進課

施策目標3

安心できるまちづくりの推進



● 現状と課題 ●

- バリアフリー社会の実現には、建築物や道路、公共交通などハード面のバリアフリー、情報を必要とする人に適切な形で届けるといった情報のバリアフリーのほか、差別や偏見などを排除する、心のバリアフリーに視点を置いた施策の展開が求められています。
- 「障害者差別解消法」に基づく、障がい者を理由とする差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供に関する周知活動や、成年後見制度、日常生活自立支援事業、障がい者虐待防止など権利擁護に関する制度の進展がみられますが、未だ十分ではありません。アンケート調査では、「障害者差別解消法」を知らない障がいのある人が7割以上、一般の方が約8割を占めている状況であり、引き続き、障がい者理解の促進と、障がいのある人が適切な配慮を受けその権利を円滑に行使することができるよう、必要な施策を進める必要があります。
- アンケート調査からは、小中学校における障がい者理解に関する教育や交流事業の実施、学校・企業・地域における障がいのある人への理解促進が望まれています。

- 近年、大規模災害が多発しており、より一層防災対策に向けた取組みを推進する必要があります。アンケート調査からは、一人では安全なところへ素早く避難できない、避難所の環境整備が整っていない等の困りごとが明らかになっています。避難スペースを確保するなど障がい特性に配慮した避難所運営や、自治会や地域住民などを中心とした地域防災ネットワークの整備、災害時要援護者台帳への登録の推進など、市民の協力を得ながら支援体制を強化していくことが求められています。
- 地域共生社会の実現に向け、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みや柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的な支援体制の構築を目指し、障がいのある人も地域住民の一員としての役割を果たせるよう、相互理解のための交流機会を提供していくことが求められています。
- NPO法人やボランティア団体などを活かした支援体制づくりがますます重要になっており、ボランティア活動の普及促進を継続的に行うとともに、新たな担い手の育成支援が必要です。

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

● 施策の方向 ●

誰もが、安全・安心で快適に暮らし、積極的に社会参加ができるよう、歩道や公園、公共施設等のバリアフリー化を推進します。また、ユニバーサルデザインの考え方のもと、多様性や個々の差異を尊重した環境整備を推進します。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
50	歩道や公園等の整備	歩道の拡幅や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、公園のバリアフリー化や多目的トイレの設置など、誰もが利用しやすい環境整備を推進します。	道路課 公園みどり課
51	バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進	公共施設や民間施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入の普及啓発に努めます。	社会福祉課 地域創生戦略課
52	住宅改修の促進	自宅において自立した日常生活が送れるよう、住宅改修助成事業の利用促進を図ります。	障がい福祉課
53	学校施設のバリアフリー化の推進	段差解消や手すりの設置など、学校施設のバリアフリー化を推進します。	教育庶務課
54	行政手続のオンライン化の推進〔新規〕	自宅や職場から、いつでも各種申請や届出などができるよう、各種行政手続のオンライン化を推進します。	情報企画課

2 障がいを理由とする差別の解消と権利擁護の推進

● 施策の方向 ●

障がいの特性や必要な支援、配慮方法など正しい知識の普及と理解を深める啓発に取り組み、市民の関心を高め、障がいを理由とする差別の解消を図ります。また、「岐阜県障がいのある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に即して、県や関係団体と連携し、差別の解消や共生社会の実現に向けた活動に取り組みます。

障がいのある人の権利擁護のための支援としては、成年後見制度の利用促進をはじめ、家庭や職場、施設における障がい者虐待の防止、サービス利用に関する苦情解決などに努めます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
55	広報等による啓発	「障害者週間」等の様々な機会を通じて、広報やホームページ、イベント等を活用した、障がい特性や配慮に関する理解啓発を行います。	障がい福祉課
56	成年後見制度の利用促進	障がいのある人やその家族に対して、成年後見制度に関する情報提供に努めるとともに、制度の利用が困難な人への支援を行い、利用の促進に努めます。	障がい福祉課
57	サービス利用に関する苦情解決	障害福祉サービス事業所に対する苦情について、県や相談支援事業所等の専門機関と連携し、利用者の権利を擁護したうえでの解決を図ります。	障がい福祉課
58	人権相談などの充実	障がいのある人の人権問題について、相談体制の充実に努めるとともに、市民が正しい理解と認識を深められるよう啓発を行います。	人権擁護推進室
59	障がい者虐待の防止	関係機関と連携して障がいのある人の虐待事案に対応するとともに、家庭や職場、施設における虐待の未然防止と早期発見に関する啓発に努めます。	障がい福祉課

3 相互理解と交流を通じた心のバリアフリーの推進

● 施策の方向 ●

障がいのある人となない人の相互理解やコミュニケーションは、共生社会の実現に向けて重要です。学校や地域などの身近な場での共同学習や相互交流の機会を設け、障がいに対する正しい理解と啓発を図ることで心のバリアフリーを目指します。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
60	福祉教育の推進	障がいのある人に対する正しい理解と認識を深める学習を、教科や道徳、総合的な学習の時間等に位置付けて実施します。	学校教育課
61	交流及び共同学習の推進	障がいの有無を問わず互いの理解を深め、豊かな人間性を育み、学習のねらいを達成できるよう、学校内、学校間での交流及び共同学習を推進します。	学校教育課
62	心のバリアフリーの推進	出前講座の開催や理解啓発講演会等の啓発の機会を捉え、心のバリアフリーの推進を図ります。	障がい福祉課
63	ヘルプマーク等の周知 [新規]	障がいのある人への理解や支援、コミュニケーションを図る一助となるよう、「ヘルプマーク」や「ぎふ清流おもいやり駐車場制度」等の周知を行います。	障がい福祉課

4 災害等の緊急時における安全・安心の確立

● 施策の方向 ●

地震災害や台風、集中豪雨による風水害など、災害発生時における要配慮者の避難支援や、必要な情報を速やかに入手できる情報連絡体制の確保、障がいのある人が利用しやすい避難所の確保などの防災対策の充実を図ります。

災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）への登録については、その趣旨の周知を一層図り、個人のプライバシーに配慮しつつ登録を推進していきます。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
64	地域防災ネットワークの整備	災害時における要配慮者の救助や安否確認などの初動体制を確立するため、自主防災組織等による地域防災ネットワークの整備を支援し、災害時要援護者台帳の登録を進めます。	社会福祉課 危機管理室
65	情報連絡体制の確保	災害緊急情報を知らせる防災行政無線やメール配信サービスなど、障がい特性に配慮した情報連絡体制の充実を図ります。	危機管理室
66	防犯・防災知識の普及、啓発	犯罪被害の未然防止のための防犯知識や、防災知識の普及・啓発を図るとともに、市民に対する障がいのある人への援助に関する知識の普及に努めます。	障がい福祉課 危機管理室
67	緊急通報装置の整備	一人暮らしの重度障がいのある人に対して、日常の健康相談や緊急時の通報が可能な「見守りほっとラインシステム（緊急通報システム）」の普及を図ります。	障がい福祉課
68	福祉避難所の確保	一般避難所での生活が困難な障がいのある人が利用できる福祉避難所の確保と、迅速かつ円滑に避難所を運営できる体制づくりに努めます。	社会福祉課

5 共に支え合う地域共生社会の推進

● 施策の方向 ●

地域共生社会は、法に基づき制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、市民やボランティア、行政等が相互理解を図りながら、協働して実現していく必要があるため、地域社会で共に支え合う活動や、様々な分野の専門機関が連携して包括的に支援する取り組みを推進します。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
69	地域交流の促進	障がい者施設や障がい者団体が地域住民と共に行う各種行事を支援し、地域における交流を通じた相互理解を進めます。	障がい福祉課
70	見守り活動の促進	自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人等による見守り活動の促進を図ります。	社会福祉課
71	包括的な支援体制の整備〔新規〕	福祉・保健・医療・教育・就労等、様々な分野での専門的な知識のある関係機関が連携する、精神障がいにも対応した包括的な支援体制の構築に努めます。	障がい福祉課

6 福祉人材・ボランティアの養成と確保

● 施策の方向 ●

NPO法人等が実施するボランティア活動や地域活動に関する情報提供を充実させ、社会貢献への意欲がある方の後押しをします。

また、ボランティアの活動への支援を推進するとともに、障がい分野で働く福祉人材の確保と質的な向上を目指します。

● 基本施策 ●

番号	施策名	取組内容	担当課
72	NPO法人等市民活動への支援	市民の自発的な公益活動を促進するため、NPO法人等が実施する市民活動を支援します。	市民活動推進課
73	ボランティア活動に対する支援	社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の啓発と普及を図り、その活動を支援します。	社会福祉課
74	ボランティアの養成	社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、手話や点訳、音訳など障がいのある人を支援するボランティアの養成と確保を図ります。また、広報などを通じて学生も含めたボランティア活動への参加を促します。	障がい福祉課
75	福祉人材の確保	障害福祉分野で働く人材の確保と、専門的な福祉人材の確保やスキルアップに向けた研修機会の提供を進めます。	障がい福祉課

第3部 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本指針の概要

市町村は、国が定める基本指針に即し、障害者総合支援法第88条第1項に規定されている「市町村障害福祉計画」、及び児童福祉法第33条の20に規定されている「市町村障害児福祉計画」を作成することとされています。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3年度～5年度）の作成に当たり即すべき事項を定めた国の基本指針では、令和5年度を目標年度とする市町村の障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る成果目標を設定することとされています。

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障がい児支援の提供体制の整備等
- ⑤相談支援体制の充実・強化等
- ⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

また、成果目標の達成に向けて、定期的な状況確認を行うべき活動指標として、障害福祉サービス等の種類ごとの見込量や確保のための方策を定めることとされています。

本市では、国の基本指針及び岐阜県の方針を踏まえるとともに、第5期計画の実績や市の現状と課題を勘案し、令和5年度を目標年度とする成果目標及び令和3年度から令和5年度までの各年度における障害福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策を定めます。

なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は、内容について関係性が深いことから、一体的に策定するものとします。

2

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る 令和5年度までの成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援、相談支援体制の充実といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、地域の実情を踏まえ、令和5年度を目標年度とする成果目標を次のとおり設定します。

1

福祉施設入所者の地域生活への移行

（1）施設入所から地域生活への移行

国においては、令和5年度末の地域生活移行者数の目標値を、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、令和2年度末における第5期計画の目標未達成見込者数を加えて設定することとしています。

しかしながら、本市においては、第5期計画期間中の地域生活への移行者がいない見込みであり、高齢化や障がいの重度化により在宅での介護が困難な方が多く、容易には地域生活への移行が進められないなどの地域の実情を踏まえ、入所者のうち、65歳以下かつ、障害支援区分4以下の方の人数（6人）を目標値として設定します。

項 目	数 値	備 考
【基準値】令和元年度末の施設入所者数	128 人	(ア)
国が示す地域生活への移行者数	8 人	(イ) = (ア) × 6% 以上
令和2年度末の第5期計画目標未達成者数見込み	3 人	(ウ) (第5期目標値3人)
【国が示す目標値】 令和5年度末の地域生活移行者数	11 人	(エ) = (イ) + (ウ)
【本市の成果目標1-1】 令和5年度末の地域生活移行者数	6 人	(ア) の 4.7%

（2）施設入所者の削減

国においては、令和5年度末の施設入所者数の目標値を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とし、令和2年度末における第5期計画の目標未達成見込者数を加えて設定することとしています。

しかしながら、本市においては、令和2年3月末現在、50人の施設入所待機者がいることや、入所者の高齢化が進み地域生活への移行が難しい現状があること、アンケートにおいても施設入所を望む声があることなど、地域の実情を踏まえ、令和元年度末の施設入所者数の現状維持を目標値として設定します。

項 目	数 値	備 考
【基準値】令和元年度末の施設入所者数	128 人	(A)
国が示す施設入所者の削減数	3 人	(B) = (A) × 1.6% 以上
令和元年度末の第5期計画目標未達成者数見込み	4 人	(C) (第5期目標値 124 人)
【国が示す目標値】 令和5年度末の施設入所者数	121 人	(D) = (A) - (B) - (C)
【本市の成果目標1-2】 令和5年度末の施設入所者数	128 人	現状維持(A)

2 地域生活支援拠点等の確保と機能の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制づくりが求められています。

こうした体制を実現するため、地域の関係機関との協議を進め、令和5年度までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実に向けた検証及び検討を行います。

項 目	目 標
【成果目標2】 地域生活支援拠点等の整備と、運用状況の検証・検討	令和5年度までに整備・実施

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和元年度の年間一般就労移行者数の1.27倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項 目	数 値	備 考
【基準値】令和元年度の年間一般就労移行者数	18 人	(ア)
【国が示す目標値】 【本市の成果目標3-1】 令和5年度の年間一般就労移行者数	23 人	(ア) × 1.27 倍以上

(2) 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業における一般就労への移行者数

一般就労移行者のうち、令和5年度末の就労移行支援事業に係る移行者数の目標値を令和元年度実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上とすることを基本として、これまでの実績を踏まえて設定します。

項 目	数 値	備 考
【基準値】就労移行支援事業における令和元年度末の移行者数	8 人	(A)
【国が示す目標値】 【本市の成果目標3-2】 令和5年度末の就労移行支援事業における移行者数	11 人	(A) × 1.30 倍以上
【基準値】就労継続支援A型事業における令和元年度末の移行者数	8 人	(B)
【国が示す目標値】 令和5年度末の就労A型支援事業における移行者数	11 人	(B) × 1.26 倍以上
【本市の成果目標3-3】 令和5年度末の就労A型支援事業における移行者数	9 人	(実績に基づき調整)
【基準値】就労継続支援B型事業における令和元年度末の移行者数	2 人	(C)
【国が示す目標値】 【本市の成果目標3-4】 令和5年度末の就労B型支援事業における移行者数	3 人	(C) × 1.23 倍以上

(3) 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用すること、また、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本として、地域の実情に応じて設定します。

項 目	数 値	備 考
【国が示す目標値】 令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	16 人	令和5年度の年間一般就労移行者数(23人)×0.7
【本市の成果目標3-5】 令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	8 人	(市内事業所数に基づき調整)
【国が示す目標値】 【本市の成果目標3-6】 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	7 割以上	就労定着率＝過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

4 障がい児支援の提供体制の整備等

【第2期障害児福祉計画】

（1）児童発達支援センターの設置

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを設置することを検討します。

項 目	目 標
【成果目標4-1】児童発達支援センターの設置	設置の検討

（2）保育所等訪問支援を提供できる事業所の確保

障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を継続して確保することとします。

項 目	目 標
【成果目標4-2】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 か所以上確保（継続）

（3）重症心身障がい児を支援する事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を継続して確保することとします。

項 目	目 標
【成果目標4-3】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所以上確保（継続）
【成果目標4-4】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上確保（継続）

（4）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

医療的ケア児が適切な支援を受けることができるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携する協議の場を継続して設置するとともに、令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを設置することを目指します。

項 目	目 標
【成果目標4-5】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置（継続）
【成果目標4-6】 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	令和5年度末までに配置

5 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制を充実・強化させるため、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等による総合的・専門的な相談支援体制を継続して確保するとともに、令和5年度末までに、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導や助言、連携会議等を開催することを目標として設定します。

項 目	目 標
【成果目標5-1】 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所等の総合的・専門的な相談支援体制の確保	確保(継続)
【成果目標5-2】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、連携会議等の開催	開催(11回/年)

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組として、県が実施する障害福祉サービスに係る研修等に市職員が参加することや、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を活用し、事業所等と情報共有を行う体制を令和5年度末までに構築することを目標として設定します。

項 目	目 標
【成果目標6-1】 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市職員の参加	参加(延30人/年)
【成果目標6-2】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所と情報共有する会議等の実施	実施(1回/年)

第2章 見込量と確保のための方策

1 障害福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策

「第5期障害福祉計画」の実績を踏まえ、令和3年度から5年度の3年間を第6期計画期間として、各年度における見込量を設定します。

各サービスの見込量は、過去の利用状況や実態調査における利用意向を把握して算出しています。なお、利用者数及びサービス量の実績量（令和2年度は実績見込み）と見込量については各年度末の1か月分を表記しています。

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」のサービスがあります。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、排泄・入浴・食事の介護サービスや、洗濯・掃除・日用品の買い物などのサービスを提供します。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいにより、常時介護を必要とする人に対し、居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービスを提供します。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等のサービスを提供します。

④ 行動援護

自己判断力が制限されている人が行動する際、危険を回避するために必要な支援、外出支援などのサービスを提供します。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度障がいのある人に対し、居宅介護をはじめ、複数のサービスを包括的に提供します。

● 課題 ●

施設や病院から地域への移行を推進するためには、訪問系サービス事業所を確保し、ニーズに応じたサービスの提供を行うことが必要です。また、アンケートでは、ヘルパー不足によって希望するサービスを受けられないという声もあります。

特に、重度障害者等包括支援については、サービス提供事業所の確保が課題です。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

		第5期 実績量			第6期 見込量		
	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	人分	192	195	199	201	204	208
	時間分	4,148	4,032	4,452	4,480	4,766	4,836
居宅介護	人分	153	157	159	161	163	165
	時間分	2,141	2,254	2,226	2,254	2,282	2,310
重度訪問介護	人分	5	6	6	6	7	7
	時間分	1,270	1,304	1,548	1,548	1,806	1,806
同行援護	人分	19	20	20	20	20	21
	時間分	307	278	300	300	300	315
行動援護	人分	15	12	14	14	14	15
	時間分	430	196	378	378	378	405
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

● 見込量確保の方策 ●

- 新たに障害福祉サービス事業所に就労する居宅介護職員に奨励金を交付する制度を周知し、福祉人材の確保に努めます。
- 計画相談支援を通じて、利用者の意向を把握しながら、サービス等利用計画を作成し、必要なサービスの利用を促します。
- 介護保険サービス事業所に対し、共生型サービス事業や障害福祉サービス事業への参入を働きかけます。
- 障がいの状況に応じた質の高いサービスを提供するため、事業所に対し、障がい者の暮らしを支える協議会専門部会や、研修等への参加を促します。
- 障がい者の暮らしを支える協議会において、地域の利用ニーズや不足するサービス内容を把握し、事業所等への情報提供に努めます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労定着支援」、「療養介護」、「短期入所（医療型・福祉型）」のサービスがあります。

① 生活介護

常時介護を要する人を対象とし、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練（機能訓練）

病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続の実施が必要な身体障がい者を対象とし、自立した日常生活や社会生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

病院や施設を退院・退所した人などで社会的リハビリテーションの実施が必要な人を対象とし、自立した日常生活や社会生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行います。

④ 就労移行支援

65歳未満の人のうち、一般企業等への就職を希望する人に、生産活動等の機会を通じて、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行います。

⑤ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力が高まった場合に、就労移行に向けた支援を行います。

⑥ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。

⑧ 療養介護

常時介護を要する障がいのある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。

⑨ 短期入所（医療型・福祉型）

障がいのある人を在宅にて介護している人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

● 課題 ●

アンケートでは、短期入所や生活介護などを「今後利用したい」という意向があり、サービス提供体制の更なる充実が必要です。また、入所施設や病院等からの地域移行の促進をはじめ、障害児施設利用者の18歳到達や特別支援学校の卒業生の利用により、今後も利用量や利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要です。

短期入所については、医療的ケアが必要な人の受け入れができる事業所の拡大とともに、緊急的な利用希望にも対応できる体制づくりが求められています。

就労移行支援や就労継続支援については、一般就労への移行に向けた事業所の質の向上や利用者への一般就労に向けた意識の醸成、就労後の支援体制の構築が課題となっています。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	単位	第5期 実績量			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	374	370	370	373	376	379
	人日分	7,318	7,538	7,400	7,460	7,520	7,580
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	0	0	20
自立訓練 (生活訓練)	人分	5	1	1	3	5	7
	人日分	60	21	16	48	80	112
就労移行支援	人分	24	18	18	20	22	24
	人日分	363	321	288	320	352	384
就労継続支援 (A型)	人分	142	168	170	175	180	185
	人日分	2,627	3,336	3,400	3,500	3,600	3,700
就労継続支援 (B型)	人分	231	248	252	262	272	282
	人日分	3,990	4,404	4,536	4,716	4,896	5,076
就労定着支援	人分	2	3	3	4	6	8
療養介護	人分	17	18	18	18	18	18

	単位	第5期 実績量			第6期 見込量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所 (医療型)	人分	4	2	2	3	4	5
	人日分	11	8	6	9	12	15
短期入所 (福祉型)	人分	62	55	56	58	60	62
	人日分	416	416	336	348	360	372

● 見込量確保の方策 ●

- 特別支援学校の卒業生に限らず、普通学校に在籍する障がいのある生徒等のサービス利用を促進するため、学校および関係機関との連携を図ります。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、入所施設や病院等からの地域移行に必要なサービス利用を促進するため、受け入れ可能な関係機関との連携強化を図っていきます。
- 障がい者の暮らしを支える協議会や障がい者就労支援センター等を中心に、ハローワーク等と連携しながら、障がいのある人の特性に応じた就労支援や就労定着支援に努めます。
- 障がいのある人の短期入所を受け入れることができる介護保険サービス事業所の拡大や、医療的ケアが必要な人の短期入所サービスを受け入れることができる病院や施設等の受け入れ先の増加に努めます。
- 強度行動障がいのある人を受け入れる施設が増えるよう、研修受講の勧奨など、事業所への働きかけを行います。
- 緊急時の利用に対応できるように、利用者や家族に対して体験利用の働きかけを行います。

3 居住系サービス

居住系サービスには、「自立生活援助」、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」のサービスがあります。

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

日中、就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障がいのある人に対し、夜間や休日に共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行います。

③ 施設入所支援

障害者支援施設に入所する障がいのある人に対し、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

● 課題 ●

介護者の高齢化等による家庭における介護力の低下や、施設入所者や入院患者の地域移行の受け皿として、グループホームのニーズの増加が見込まれることから、必要量に応じて整備していくことが必要です。

施設入所支援については、国の指針により、施設入所者の地域生活への移行を進めることが求められており、現在の入所者や待機者の状況を把握し、入所の必要性を見極めることが必要です。また、入所者の高齢化への対応も課題となっています。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

		第5期 実績量			第6期 見込量		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	人分	0	0	0	0	1	2
共同生活援助	人分	88	86	93	100	107	114
※上記から体験利用者を除いた人数	人分	74	78	83	90	97	104
施設入所支援	人分	130	128	131	130	129	128

● 見込量確保の方策 ●

- 国や県の施設整備補助制度の活用を促進するとともに、市においても補助金を助成し、障がいの特性に応じたグループホームや、重度の障がいのある人の地域生活支援の役割を担う日中サービス支援型グループホームの整備を促進します。
- 障がいのある人が地域で生活しやすくなるよう、市の広報やホームページでの周知や啓発活動を通じて、障がいのある人に対する理解啓発に努めます。
- 施設入所者の地域移行が進むことを基本としつつ、適切なアセスメントを行い、施設入所が真に必要な重度の障がいのある人には利用ができるようにしていきます。
- 障がいのある人が地域で生活していく上で必要となる、相談支援や緊急時の受け入れ等に対応する地域生活支援拠点等の整備と機能の充実を進めます。

4 相談支援

相談支援には、「計画相談支援」と「地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）」があります。

① 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

② 地域移行支援

障害者支援施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がい者等に対して、地域生活移行へのための支援に関する相談を行います。

③ 地域定着支援

障害者支援施設等を退所した人や長期入院していた病院を退院した障がいのある人が、地域で生活してゆく中で、不安やトラブルが生じたときのために、常時の連絡体制を確保し緊急対応を行います。

● 課題 ●

今後も障害福祉サービス利用者の増加が見込まれますが、計画相談支援事業所が不足しています。また、相談支援専門員の質の向上も求められています。

障がいのある人の地域生活を支えていくためには、様々なサービスを組み合わせることが重要であり、特に、入所施設や病院からの移行時等、生活環境が大きく変わる節目には、計画相談支援のサービスは不可欠です。

入所施設や病院等から地域へ移行する人への支援や定着に向けた支援については、制度としてはありますが、実際には移行が進んでいないのが現状です。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	単位	第5期 実績量			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	251	244	255	259	263	267
地域移行支援	人分	0	0	1	1	1	2
地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	1

● 見込量確保の方策 ●

- 専門機関と連携して、障がいの特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができる体制づくりに努めます。
- 相談支援専門員による適切なケアマネジメント等が実施できるよう、相談支援事業所に対し、人材の確保と育成を働きかけます。
- 地域で安心して住み続けることができるよう、精神障がいにも対応した保健、医療、福祉の連携による体制づくりに努めます。
- 障がいのある人が地域で生活していく上で必要となる、相談支援や緊急時の受け入れについて、複数の機関が分担して機能を担う地域生活支援拠点等の整備を進めます。

2

地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策

「第5期障害福祉計画」の実績（令和2年度は実績見込み）を踏まえ、令和3年度から5年度の3年間を第6期計画期間として、各年度における見込量を設定します。

1

理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で支障となる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を促進する研修や啓発事業を実施します。

また、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

● 課題 ●

特に障がいのある児童とその家族が偏見や差別を感じており、子どもの頃から障がいのある人と共に過ごすことで、障がいのある人に対する正しい理解を育むとともに、広く市民に対して、未だ認知度が低い障害者差別解消法の内容や、障がい特性と必要な支援、配慮方法など、障がいに対する正しい知識の普及と理解を深める啓発が必要です。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

	単位	第5期 実績量			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

● 見込量確保の方策 ●

- 市の広報やホームページ、街頭啓発活動などを通じて、障がい特性や必要な支援、配慮方法など正しい知識の普及と理解を深める啓発に取り組みます。
- 小中学生の障がいに対する理解を深めるため、障がいのある人の話を聞いたり、一緒に交流する機会など、総合学習の時間等に福祉教育を位置付けて実施します。
- 障がい特性や必要な配慮を理解し、日常生活の中で困っている障がいのある人を手助けする個人等を育成・登録する「障がい者サポーター制度」の周知・拡充に努めます。
- 災害発生時を想定した訓練や避難所の運営訓練などを実施し、障がいのある人を含む要配慮者への支援方法の周知に努めます。

2 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門職員を配置するなど、必要な情報の提供に努めるとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。

● 課題 ●

アンケートでは、障がいのある人が困ったときの相談先は主に家族であり、相談支援事業所を利用される人が少ないこと、また、成年後見制度の認知度が低く、利用に至るケースが少ないことなどから、制度の一層の周知を図る必要があります。

また、地域生活での必要な支援として、相談対応等の充実が知的、精神障がいのある人で多く、基幹相談支援センターを中核として、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、ニーズに応じた相談支援を実施することが必要です。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

	単位	第5期 実績量			第6期 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本相談支援事業	実施か所数	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	年間件数	7	6	5	6	7	7
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
障がい者虐待防止センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置

● 見込量確保の方策 ●

- 自身の経験や知識を活かした相談を行うピアカウンセラーや身体障害者相談員・知的障害者相談員の周知をし、研修等により相談員の資質の向上に努めます。
- 基幹相談支援センター等において、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、複合的な福祉課題に対応できる相談支援体制の確保に努めます。
- 広報やホームページ等を通じて、障がい者虐待防止センターの周知を図り、障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見に努めます。
- 障がいのある人や介護者の高齢化に伴い、成年後見の必要性が高まっていることから、家族やサービス提供事業者等に対し、制度の周知を図るとともに、利用の促進に努めます。

3 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいにより、意思疎通を図ることに困難がある障がいのある人に対し、手話通訳者の派遣などコミュニケーション支援を行い、社会参加を支援します。

● 課題 ●

聴覚障がいのある人が夜間等緊急に病院を利用したり、災害時の避難所において意思疎通を図る際に手話通訳者等を迅速に派遣できる体制の充実や、手話通訳者の設置の拡充が求められています。

今後も派遣事業を継続して実施していくため、将来を見据えた手話通訳者や要約筆記者の人材の確保、ボランティアの育成が必要です。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

	単位	第5期 実績量			第6期 見込量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件数	263	280	197	277	277	277
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1	1	1

● 見込量確保の方策 ●

- 各種養成研修等の開催を周知し受講者の増加に努め、手話通訳者や要約筆記者等の人材の確保を図ります。
- 市主催行事等において、手話通訳者や要約筆記者の設置を行うよう周知を図り、聴覚障がいのある人の情報保障に努めます。
- 災害等の緊急時に対応できる意思疎通支援体制づくりを推進します。

4 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

● 課題 ●

障がいのある人のニーズに応じて、日常生活用具の給付要件や対象品目等を見直す必要があります。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

	単位	第5期 実績量			第6期 見込量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①介護・訓練支援用具	件数	18	4	10	10	10	10
②自立生活支援用具	件数	12	15	15	15	15	15
③在宅療養等支援用具	件数	52	38	44	44	44	44
④情報・意思疎通支援用具	件数	23	18	17	17	17	17
⑤排泄管理支援用具	件数	4,196	4,209	4,204	4,214	4,224	4,234
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	4	2	4	4	4	4

※①介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、エアパッド

※②自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、歩行支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置、電子白杖、外出補助用具、障害児位置確認機器

※③在宅療養等支援用具

透析液加温器、ネプライザー(吸引器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計、パルスオキシメーター

※④情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳用体外装置、人工喉頭、点字図書、視覚障害者用ワープロソフト、視覚障害者用音声化ソフト

※⑤排泄管理支援用具

ストマ用装具、紙おむつ、収尿器

※⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

● 見込量確保の方策 ●

- 日常生活用具が必要な人に給付できるよう、市の広報やホームページ等を通じて事業の周知を図り、利用を促進します。
- 福祉・医療関連製品などの情報収集を行うとともに、ニーズや実用性、安全性の把握に努め、対象者や対象品目、基準額等を見直しに努めます。

5 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話ができる知識や表現技術を習得するための研修を毎年実施し、手話奉仕員の養成を図ります。

● 課題 ●

毎年、手話奉仕員養成研修の修了者が、受講者定員の6割程度に留まっています。また、障がいのある人の社会参加支援などの活動に繋がりにくい現状があります。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

	単位	第5期 実績量			第6期 見込量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成研修事業 (養成研修修了者)	人	13	10	0	12	13	14

● 見込量確保の方策 ●

- 市の広報やホームページ等を通じて、養成研修への受講を広く呼び掛け、手話奉仕員の確保に努めます。
- ボランティア団体の協力を得ながら、手話の周知に努めるとともに、手話奉仕員養成研修後の活動の場の拡充を図ります。

6 移動支援事業

障がいのある人の地域での自立生活及び社会参加を促進するため、屋外において移動が困難な障がいのある人に対し、外出するための支援を行います。

● 課題 ●

利用者数は減少しているものの、アンケートにおいて介助者がいないと外出が困難であるという声や、今後の移動支援事業の利用意向があり、障がいのある人の社会参加を支援するサービスとして提供体制の確保が必要です。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

		第5期 実績量			第6期 見込量		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	実施か所数	19	16	16	16	17	18
	利用者数	99	86	86	88	90	92
	利用時間	10,752	9,306	9,288	9,504	9,720	9,936

● 見込量確保の方策 ●

- 事業者に対し、養成研修の開講状況や新たに就労する居宅介護職員への奨励金支給制度を周知し、サービス提供体制の確保を働きかけます。
- 相談支援事業所との連携により、利用者のニーズと必要性を考慮しながら、適切な支給に努めます。

7 地域活動支援センター

通所による創作的活動や生産活動、社会との交流の場の提供、日常生活が安定するための助言、指導などを通じて、障がいのある人の地域生活の支援を行います。

● 課題 ●

病院等からの地域移行を進めるため、障がいのある人の就労以外の日中活動の場、自ら外に出られない障がいのある人が社会生活との接点を持つための場として利用できるよう、施設の周知と事業所への働きかけが必要です。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

		第5期 実績量			第6期 見込量		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援 センター	実施か所数	3	3	3	3	3	3
	利用者数	48	44	44	46	48	50
	利用日数	14,829	13,473	14,273	14,902	15,531	16,160
	うち市内 事業所	実施か所数	2	2	2	2	2
		利用者数	25	19	19	20	22
		利用日数	6,063	4,948	4,598	4,840	5,324
	うち市外 事業所	実施か所数	1	1	1	1	1
		利用者数	23	25	25	26	28
		利用日数	8,766	8,525	9,675	10,062	10,836

● 見込量確保の方策 ●

- 精神障がいのある人などが地域で自立し、積極的に社会参加できるツールのひとつとして、計画相談を通じて地域活動支援センターの周知と利用の促進を図ります。
- 事業者に対して、利用者の状況に応じたサービスの提供への柔軟な対応や、将来の自立に向けた支援を提供するよう促します。

8 訪問入浴サービス事業

自宅の浴室での入浴が困難な障がいのある人に対し、訪問入浴車で自宅を訪問し、部屋にて入浴サービスを行います。

● 課題 ●

訪問入浴を利用しなければ入浴が困難な人を対象としているため、利用者数は一定の水準で推移していますが、今後、施設や病院から、在宅での生活に移行を進めるため、事業所の確保など体制整備を図ることが必要です。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

		第5期 実績量			第6期 見込量		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴 サービス事業	実施か所数	3	2	2	2	2	3
	利用者数	13	11	12	13	14	15
	利用回数	890	978	924	1,001	1,078	1,155

● 見込量確保の方策 ●

- 障がいのある人の地域生活を支援するため、相談支援事業所と連携を図り、サービスを必要とする人の把握に努め、事業の周知と利用の促進を図ります。
- 事業者の拡充を図るとともに、引き続きサービスの維持に努めます。

9 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を提供することにより、日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。

● 課題 ●

アンケートにおいて、日中一時支援は現在、将来ともに利用意向が高く、介護者の負担軽減からも多くの利用が見込まれます。

また、利用したいときに利用ができないという声もあり、受け入れ体制の拡充や、重度の障がいのある人の受け入れが可能な事業所の確保が課題です。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

		第5期 実績量			第6期 見込量		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日 中 一 時 支 援 事 業	実施か所数	12	13	14	14	15	15
	利用者数	57	62	63	65	67	69
	利用回数	5,088	5,560	5,607	5,785	5,963	6,141

● 見込量確保の方策 ●

- 障がい者の暮らしを支える協議会において、介護者のニーズや必要なサービス量等の情報を共有し、受け入れ体制の拡充や新規参入を促進します。
- 重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な人、強度行動障がいのある人などの受け入れを事業所に働きかけます。

3 障がい児支援の見込量と見込量確保のための方策

【第2期障害児福祉計画】

「第1期障害児福祉計画」の実績を踏まえ、令和3年度から5年度の3年間を第2期計画期間として、各年度における見込量を設定します。

各サービスの見込量は、過去の利用状況や実態調査における利用意向を把握して算出しています。なお、利用者数及びサービス量の実績量（令和2年度は実績見込み）と見込量については各年度末の1か月分を表記しています。

1 障害児通所支援

障害児通所支援には、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」のサービスがあります。

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

② 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

● 課題 ●

就学児童が利用する放課後等デイサービス事業所は増えていますが、アンケート等において、重症心身障がい児を支援する事業所が少ないなどの意見が寄せられており、事業所の確保が課題です。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	単位	第1期 実績量			第2期 見込量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児 童 発 達 支 援	人分	311	320	320	321	322	323
	人日分	1,007	1,387	1,407	1,428	1,449	1,470
医療型児童発達支援	人分	2	1	1	1	1	1
	人日分	9	7	10	10	10	10
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	人分	209	212	213	215	215	215
	人日分	2,536	2,723	2,750	2,777	2,804	2,831
保育所等訪問支援	人分	1	0	1	1	1	1
	人日分	1	0	1	1	1	1
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	人分	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	5	5	5

● 見込量確保の方策 ●

- 障がい者の暮らしを支える協議会での研修や事例検討を通じて、障害児通所支援事業所の質の向上を図ります。
- 保護者の負担軽減を図るため、事業所に対して、新しいサービス（居宅訪問型児童発達支援）への参入を働きかけます。
- 市の広報やホームページ等のほか、特別支援学校等を通じて、事業を周知し利用の促進を図ります。

2 障害児相談支援

障害児通所支援を適切に利用するため、障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、サービス提供事業所との連絡調整等を行います。

● 課題 ●

今後も障害児通所支援の利用者数増が見込まれるため、障がいのある児童の相談支援を適切に実施できる相談支援員や新たな事業所を確保することが必要です。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

		第1期 実績量			第2期 見込量		
	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援	人分	206	241	222	227	232	237

● 見込量確保の方策 ●

- 専門機関と連携して、障がいのある児童が障がい特性に応じた支援を、ライフステージを通して継続的に受けることができる体制づくりに努めます。
- 相談支援専門員による適切なケアマネジメント等が実施できるよう、事業所の確保に努めます。
- 障がい者の暮らしを支える協議会での研修や事例検討を通じて、障害児相談支援事業所の質の向上を図ります。
- 医療的ケアが必要な障がいのある児童の支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の連携を推進し、支援を調整するコーディネーターの配置を進めます。

3 発達障がい児とその家族等への支援

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、家族等に対する支援体制の確保を行います。

● 課題 ●

子どもが特性を持っていても、困り感を持たない保護者等に対して、必要な知識や理解を深める啓発が必要です。

また、実施資格認定研修を受講し、ペアレントプログラム講師として認定を受けた行政職員が講師となり、継続的に実施できる人材を育成する体制の確保が重要です。

● 利用実績と必要な量の見込み ●

(1年あたり)

	単位	第1期 実績量			第2期 見込量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	10	25	14	20	20	20

※ペアレントプログラム講座は、令和元年度から実施

● 見込量確保の方策 ●

- ペアレントトレーニング等の開催日時や託児の設定等、保護者等が参加しやすい体制づくりに努めます。
- 市の広報やホームページ等を通じて、事業を周知し利用の促進を図ります。